

淡路市全庁業務継続計画

令和7年3月



目 次

第1章 基本的な考え方.....	1
第1節 業務継続計画策定の目的.....	1
第2節 業務継続計画の構成と概要.....	2
第3節 業務継続計画の位置付け.....	3
第4節 地域防災計画と業務継続計画との関係.....	4
第5節 業務継続計画の概要.....	6
第6節 業務継続の基本方針.....	9
第7節 業務継続計画の意義.....	10
第2章 計画の適用、対象組織及び実施体制.....	12
第1節 計画の適用と解除.....	12
第2節 対象組織.....	14
第3節 非常時優先業務の実施体制、指揮命令系統及び権限の代行.....	16
第4節 職員の配備.....	21
第3章 想定する災害の選定と被害状況の想定.....	23
第1節 想定する災害.....	23
第2節 被害状況の想定.....	26
第4章 非常時優先業務の選定.....	29
第1節 選定対象業務と選定基準.....	29
第2節 業務開始目標時間の設定.....	30
第3節 非常時優先業務の選定結果.....	32
第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数の算出.....	33
第5章 必要資源の現状・課題・対策.....	34
第1節 対象とする必要資源.....	34
第2節 職員の参集体制の確立.....	35
第3節 指揮命令系統及び権限の代行.....	42
第4節 庁 舎.....	43
第5節 必要資源.....	48
第6章 業務継続計画の継続的な改善.....	117
第1節 P D C Aサイクルによる継続的改善.....	117
第2節 推進体制.....	120

平成30年3月策定
令和7年3月改訂

第1章 基本的な考え方

第1節 業務継続計画策定の目的

淡路市域において大規模な地震・津波災害や風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した際、本市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。

しかしながら、阪神・淡路大震災の発生時においては、本市自身も被災し、人員や資機材、情報等の点において様々な制約を伴う状況下による業務の継続は困難を極めた。以後、東日本大震災や熊本地震、令和4年の福島県や令和5年の石川県における地震、令和6年1月の能登半島地震、全国各地において激甚災害に指定された風水害の発生、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大等、これまでの経験とノウハウだけでは対応が困難な事例にも直面している。

今後、高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震、大型台風や集中豪雨による大規模災害、未知の感染症、あるいはその複合的な災害に対して最優先すべき応急業務を明確にし、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう、各種計画やマニュアル等を再整理し、「淡路市全庁業務継続計画」（以下「本計画」という。）を改訂する。

第2節 業務継続計画の構成と概要

本計画の構成と内容は、以下のとおりである。

■ 本 編	
第1章 基本的な考え方	業務継続計画策定の目的や位置付け、本市における業務継続の基本方針等について
第2章 計画の適用、対象組織及び実施体制	大規模災害発生時に対応する組織と業務を実施する体制について
第3章 想定する災害の選定と被害状況の想定	大規模災害発生時の被害想定について
第4章 非常時優先業務の選定	大規模災害発生時においても本市として実施しなければならない非常時優先業務の選定の考え方
第5章 必要資源の現状・課題・対策	大規模災害発生時における職員の参集状況、庁舎をはじめとした物的資源の観点からの課題と対策
第6章 業務継続計画の継続的な改善	今後に向けた取組について

■ 非常時優先業務編	
第1章 非常時優先業務選定結果	部署別に設定した非常時優先業務の業務開始目標時間等
第2章 職員参集予測結果及び必要人数の比較	通常時の部及び災害対策本部の部別の比較表及びグラフ
第3章 非常時優先業務抽出結果一覧	抽出した優先度の高い通常業務及び応急業務数の一覧表

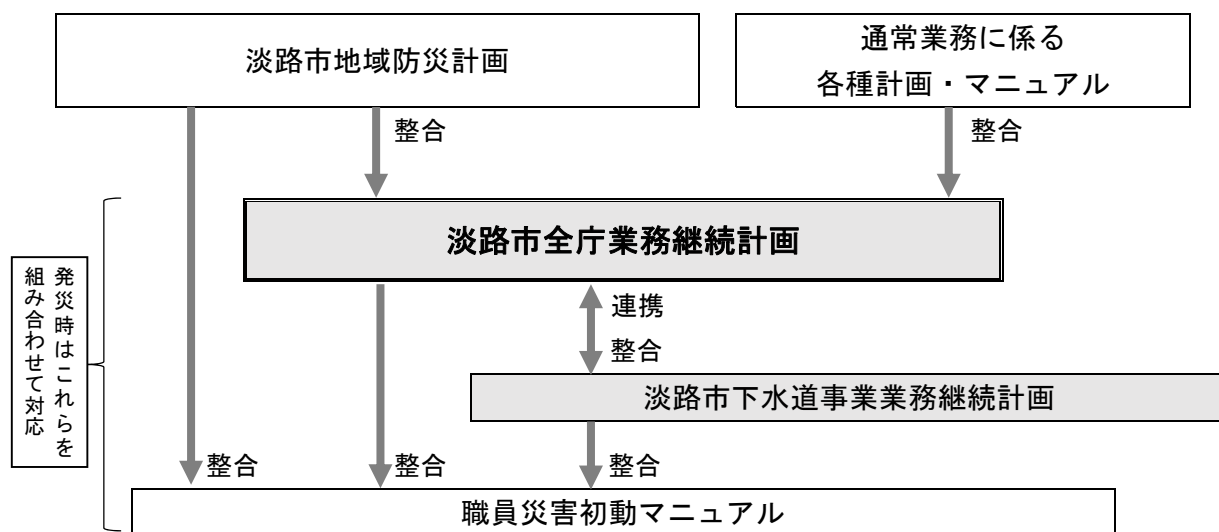
第3節 業務継続計画の位置付け

本計画は、淡路市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）を上位計画とし、その実効性をより高める計画として位置付ける。

また、淡路市下水道事業業務継続計画は、迅速かつ効率的に下水道の復旧を行うための個別計画である。

本計画は、これら個別業務継続計画及び個別の各種マニュアルと整合を図るものとする。

業務継続計画の位置付け



第4節 地域防災計画と業務継続計画との関係

本市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、淡路市防災会議が地域防災計画を策定しており、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、本市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定めている。

本計画は、地域防災計画を踏まえながら、行政の被災についても考慮の上、大規模災害発生時に本市が実施すべき業務を選定することとあわせて、被災による本市の人的・物的資源の制約についての分析を行うことにより、大規模災害発生時における本市の課題及び対策を検討し、本市の実質的な災害対応力の向上を図るための計画である。

（1）業務継続計画の必要性

本市は、平常時から市民への公共サービスの提供を担っており、これらの業務の中には、災害時にあっても継続が求められる業務が含まれている。一方、災害対策基本法に基づく地域防災計画においては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について実施すべき事項は定められているが、このような応急業務の枠を超える業務についてまで網羅する性格のものではない。業務継続計画が必要となる理由は、応急業務に限らず、優先的に継続すべき通常業務までを含めた非常時優先業務の継続が遂行できる体制を検討しておくことにある。

過去の災害では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例もあり、大規模災害発生時にあっても非常時優先業務を円滑に実施するためには、本市が被災し、制約が伴う状況下にあっても業務が遂行できる体制を、あらかじめ整えておくことが必要である。

地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）

区 分	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間、時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定めることが必要	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定することが必要
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等）を対象	・非常時優先業務を対象（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は、必ずしも定める必要はない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定めることが必要（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）

第5節 業務継続計画の概要

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、職員や庁舎、資機材、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 非常時優先業務とは

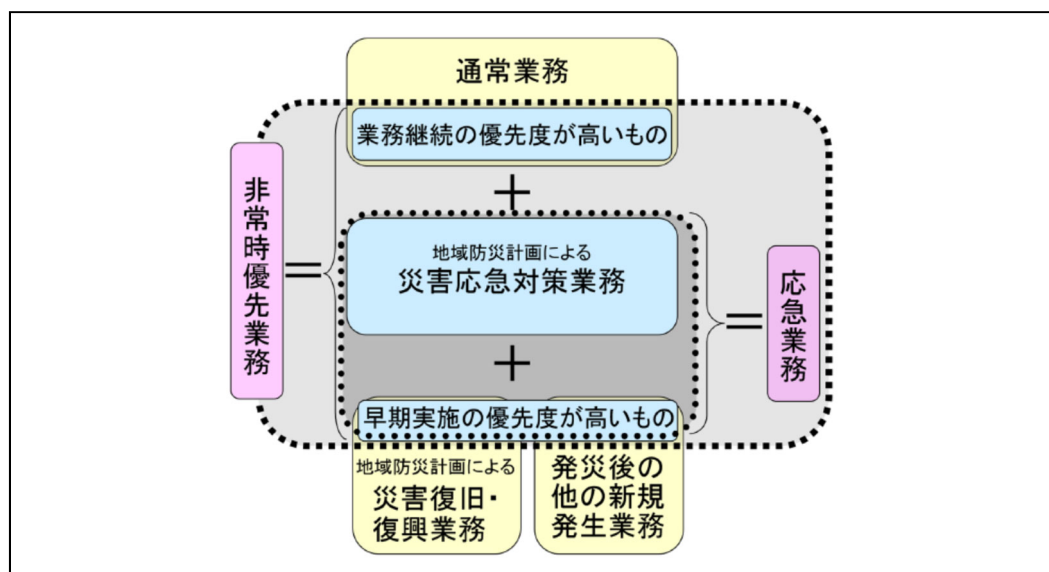
非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務のことであり、これら業務を特定する必要がある。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

また、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で業務を実施する。

なお、非常時優先業務は、組織管理、庁舎管理等の業務（注：通常業務に含まれる。）が適切に遂行されることがなければ成り立たず、これらの業務は非常時優先業務の実施を支える極めて重要な役割を担っていることに留意し、非常時優先業務を整理することが必要である。

非常時優先業務のイメージ

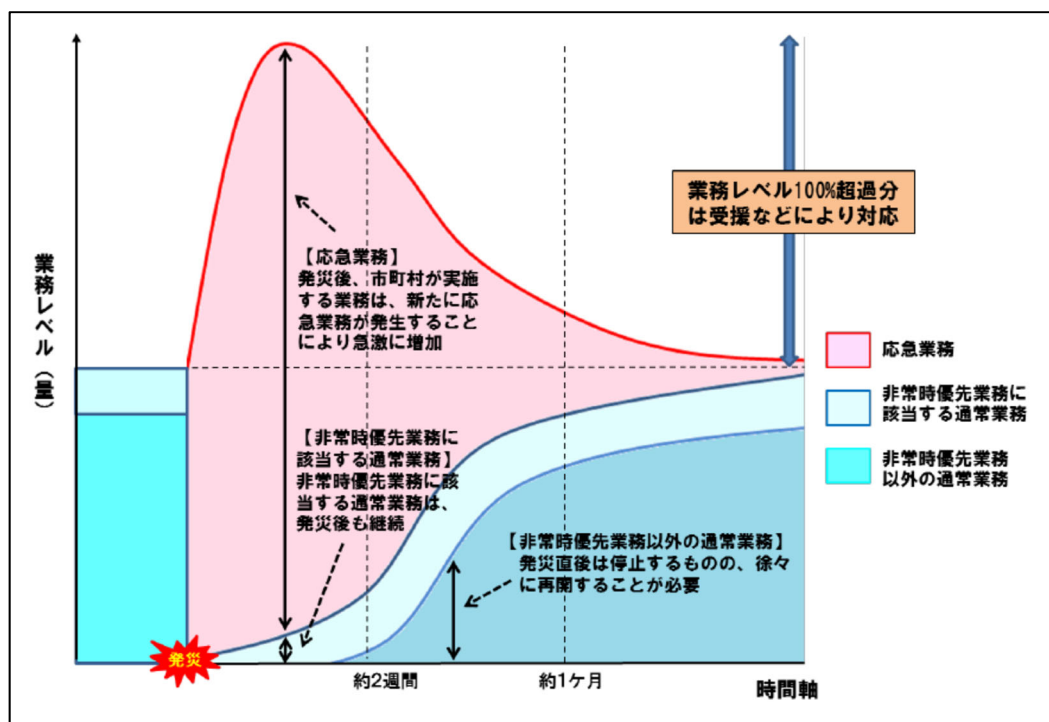


出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）

(3) 業務継続計画の効果

大規模災害が発生した場合には、被害状況の確認など発災直後から非常に短時間で膨大な応急業務が発生するため、急激に増加する業務量を迅速かつ的確に処理しなければならない状況に直面する。

発災後に市町村が実施する業務の推移



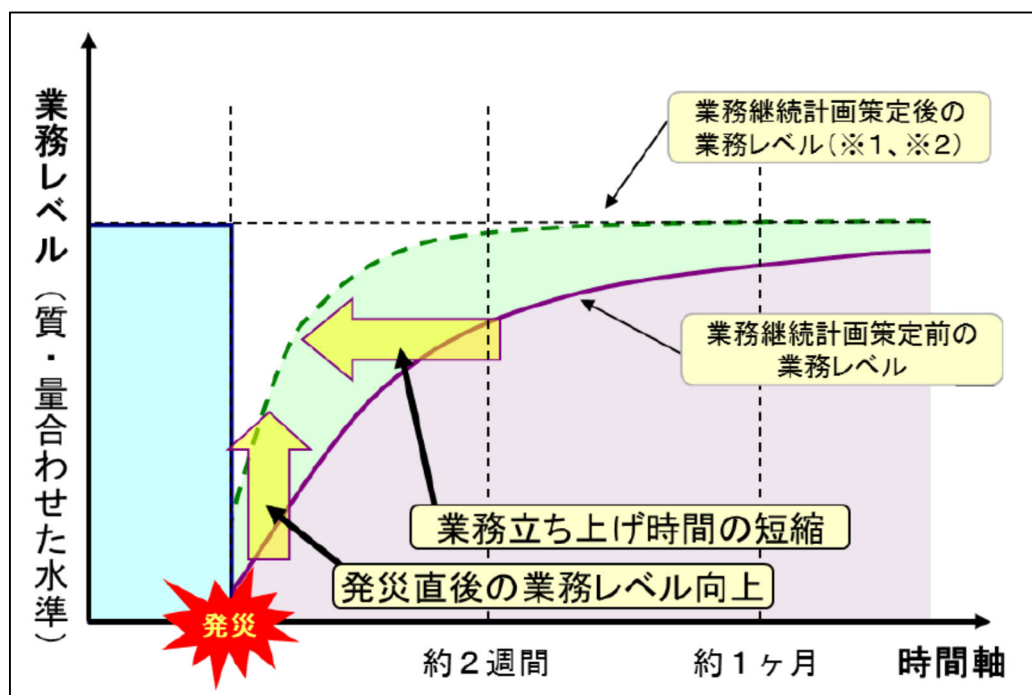
出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）

このような場合に備え、本計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、具体的には、以下の効果が期待される。

- ・「行政も被災する深刻な事態」を考慮した、非常時優先業務の執行体制や対応手順の明確化
- ・非常時優先業務の執行に必要な資源の明確化・確保による、業務の早期実施
- ・被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など、安全衛生面の配慮の向上

業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※1：業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2：訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）

第6節 業務継続の基本方針

大規模災害発生時においても本市の責務を遂行するため、次の3つの基本方針を掲げる。

非常時優先業務を最優先に迅速かつ適切に遂行する

- 市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるために、非常時優先業務を最優先し活動する。
- 発災から3日間（72時間）までは人命に係る業務に重点をおき、市民生活や施設等の維持管理に著しい影響を及ぼす通常業務以外は休止する。

人員や資機材等の物資を確保・活用する

- 非常時優先業務を実施するために必要な資源を全庁的な協力体制の下に確保し、適切に配分する。
- 職員は自らの安全管理に努めつつ、業務実施時には資源を最大限に活用する。

業務継続力の向上及び継続的な改善に努める

- 全庁的な体制による取組を推進し、業務継続を阻害する要因の解消に努める。
- 本計画の組織・職員への浸透・定着を図るため、教育や実践的な訓練を定期的実施する。

第7節 業務継続計画の意義

(1) 限られた人員・資源での対応

本計画は、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、発災後の3時間から1か月間で、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等を定める計画である。被害状況や職員の出勤状況等に関わらず、「災害応急対策業務」「優先度の高い通常業務」は「非常時優先業務」として継続して実施するが、これらの業務であっても可能なものは在宅勤務等を組み合わせるなど効率化等を図る。非常時優先業務を縮小しつつ、休止している通常業務を順次再開する。

なお、本市は、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う等、受援体制の整備に努める。

また、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立するため、プライバシーに配慮した上で男女はもとより、子ども、高齢者、障がい者等の多様な視点を取り入れた体制整備を図る。

(2) 感染症等への対応

地震等の突発的な自然災害と新型コロナウイルス感染症等では、被害の対象や影響範囲、期間等に差異が生じる。特に、新型コロナウイルス感染症等では人（職員）への影響が大きく、感染防止に最大限の注意を払いつつ、非常時優先業務に職員をどう割り当てていくのが重要である。自然災害と新型コロナウイルス感染症等が同時発生（複合災害）した場合は、これらの違いにも留意しながら対応する。

地震災害と新型コロナウイルス感染症等の比較

項 目	地震災害	新型コロナウイルス感染症等
事業継続方針	・可能な限りの事業継続、早期復旧	・感染リスクを勘案した事業継続レベルの決定
主な被害の対象	・社会インフラへの物理被害	・人への健康被害
地理的な影響範囲	・地域的・局所的（代替施設での事業継続や補完が可能）	・極めて広域的（代替施設での事業継続や補完が不確実）
被害の期間	・過去の災害からある程度の想定が可能	・長期化の傾向が高いが、不確実性が高く想定が困難
被害発生と被害抑制	・突発的 ・被害量の制御が困難	・伝播までに準備が可能 ・被害量は感染防止対策次第

出典：兵庫県庁業務継続計画（令和3年4月）

(3) 業務継続計画の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素は、以下の6要素である。

業務継続計画の特に重要な6要素

① 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	意思決定の継続性を保つため、市長不在時の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要
② 本庁舎が使用出来なくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合に執務場所となる代替庁舎を定める。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
③ 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要 ・孤立により外部から水・食料等の調達が不可能となる場合もある。
④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要
⑤ 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
⑥ 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）

第2章 計画の適用、対象組織及び実施体制

第1節 計画の適用と解除

(1) 発動要件

災害対策本部が設置され、市域や市役所の機能に甚大な被害が生じた場合に、本計画を発動する。発動する要件については、次のいずれかを満たす場合とする。

なお、発動された際は、通常業務を休止、又は縮小し、非常時優先業務を実行することを全庁的に認識できるよう、館内放送等を通じて業務継続計画が発動中であることを庁内に周知する。

1. 「市内で震度5強以上の地震が発生」又は「兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報若しくは大津波警報が発令」されたとき。
2. 「市内で大規模な災害が発生若しくは発生のおそれ」又は「水防指令第3号が発令」されたとき。
3. その他、本部長が必要と認めたとき。

(2) 発動権限者

非常時優先業務を実施する発動の判断は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

本部長は、災害対策基本法第23条の2第2項の規定に基づき、市長が本部長となる。

本部長の判断を仰ぐことができない場合は、淡路市災害対策本部条例（平成17年淡路市条例第215号）第2条第2項により、災害対策副本部長が職務を代理し、災害対策本部長権限の代行順位の順序でその職務を代理する発動権限者とする。

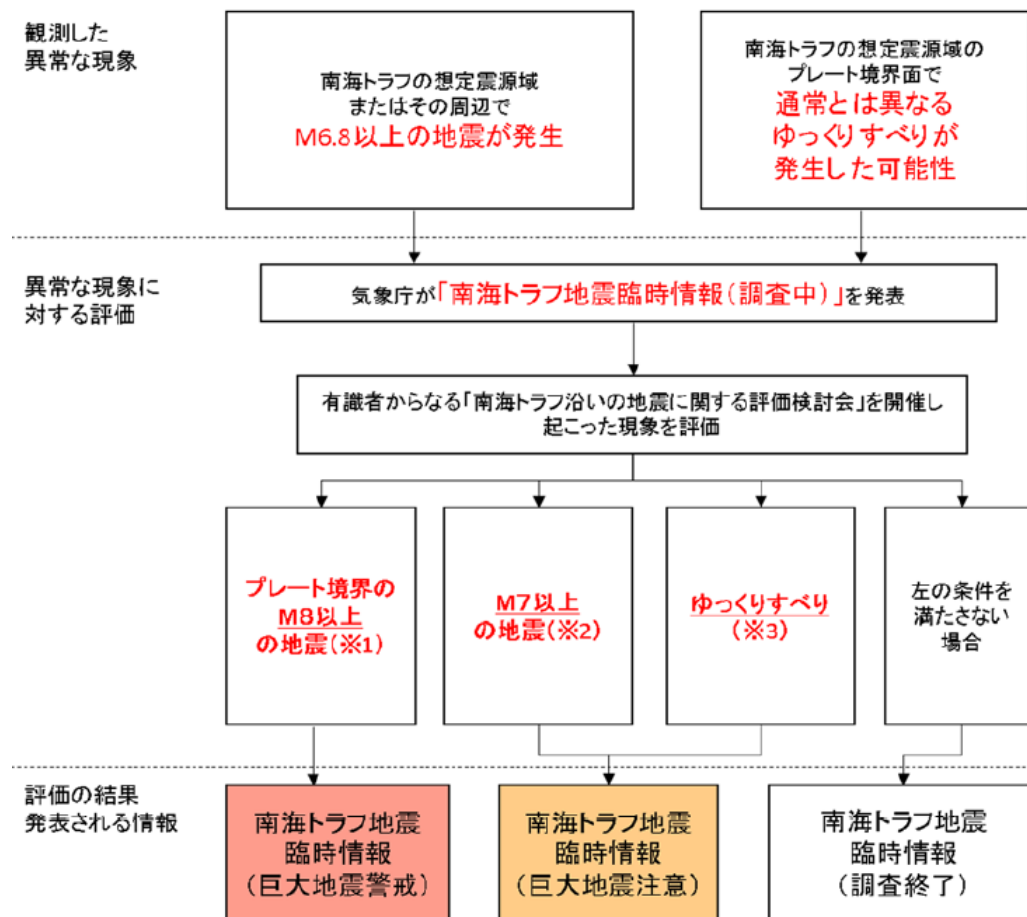
(3) 計画の解除

本部長は、本市における全ての通常業務の再開が可能と判断した場合は、本計画の適用を解除する。

(4) 発災前の発動

災害対策基本法の改正により、災害発生のおそれの段階での災害対策本部（国）の設置や広域避難に係る自治体間の協議・調整、災害救助法の適用等が可能となった。突発性の高い自然災害（地震、高潮等）においても、例えば、南海トラフ巨大地震であれば気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」により、事前避難等を促すことができる（兵庫県には事前避難対象地域はない。）。

よって、大規模な災害発生のおそれがある場合においては、市内でほとんど被害が発生していない状況であっても、市民生活の維持を図るため、想定される被害状況等を検討し、本計画に基づく体制を発動することを妨げない。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

出典：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」
(令和3年5月(一部改定)、内閣府)

第2節 対象組織

本計画の対象組織（令和7年3月現在の部署）は、次表のとおりである。

部 名	課 名	係 等 名
危機管理部	危機管理課	危機管理係、交通防犯係
	消防防災課	消防防災係
議会事務局	議事課	総務係
企画情報部	秘書広報課	秘書係、広報公聴係、国際交流係
	まちづくり政策課	まちづくり政策係、企画調整係
	ふるさと納税推進課	ふるさと納税係
	企業誘致推進課	企業誘致推進係
	情報課	情報化推進係、電算係
総務部	総務課	総務係、職員係、行政係
	管財課	財産管理係、営繕係、入札管理係
	財政課	財政係、行政改革推進係
	税務課	市民税係、固定資産税係、国民健康保険税係、税務管理係、 収納推進係
市民生活部	市民人権課	市民窓口係、戸籍係、市民総務係、消費生活係、 人権推進係
	生活環境課	環境・リサイクル係、衛生業務係
健康福祉部	福祉総務課	総務係、福祉医療係、国保年金係
	子育て応援課	子育て応援係、児童福祉係、こども家庭センター
	地域福祉課	地域包括支援係、障害福祉係、生活福祉係
	健康増進課	保健総務係、健康指導係
	長寿介護課	介護保険総務係、介護保険係、長寿福祉係
産業振興部	農林水産課	総務係、農林振興係、水産振興係
	農地整備課	土地改良係、農地整備係
	商工観光課	商工労政係、観光政策係
農業委員会	事務局	総務係
都市整備部	都市総務課	総務係、用地係、地籍調査係、交通政策係
	建設課	計画補修係
	都市計画課	都市計画係、住宅政策係
	下水道課	総務係、施設係

部 名	課 名	係 等 名
会計管理者	会計課	会計係
選挙管理委員会 監査委員 固定資産評価 審査委員会	事務局	監査係（監査委員事務局）
教育委員会 教育部	教育総務課	学校再編推進係、総務係、施設係
	学校教育課	学校教育係、学校給食係
	社会教育課	生涯学習係、公民館調整係、文化振興係、文化財係、青少年育成係、放課後児童支援係
	スポーツ推進課	スポーツ推進係、施設係

第3節 非常時優先業務の実施体制、指揮命令系統及び権限の代行

(1) 非常時優先業務の実施体制

非常時優先業務を実施する体制は、地域防災計画で定められた体制の下で対応することが基本となるが、本市自らも被災し、資源制約が伴う条件下であっても、これまでの体制で業務継続に支障がないかを検証し、必要に応じて体制や指揮命令系統を見直すことが重要である。例えば、重要な役割を担う職員が早期に参集できない場合にも意思決定や情報伝達に支障がないか、優先度の高い通常業務も地域防災計画で定められた体制下で実施可能かどうか等について、指揮命令系統等を踏まえて検証しておく必要がある。

検証に当たっては、感染症まん延下で継続的に職員参集に制限がかかる状況で、自然災害が発生した場合も考慮に入れることにより、脆弱化する実施体制の機能維持に対処することが可能となる。

① 災害対策本部の設置

市長（本部長）は、本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「淡路市災害対策本部」を設置する。

また、災害対策本部を設置するにいたらない災害が発生した場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、災害警戒本部を設置し、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

災害対策本部の組織体制

令和7年3月現在



② 職員の配備基準

災害時における職員の配備基準は、次表のとおりである。

配備基準（地震災害）			
組織	種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
一	連絡員待機態勢	市内で震度4の地震が発生したとき	・防災担当職員等
災害警戒本部	警戒配備態勢	1 市内で震度4の地震が発生し、かつ市内で小規模災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき 2 兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	・警戒本部の一部構成員、防災担当職員等、少数の人員を配置し、主として情報収集及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（若干名）
災害対策本部	第1号配備	市内で震度5弱の地震が発生し、かつ市内で小規模災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき（自主参集）	・少数の人員を配置し、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報連絡及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（概ね2～3割）
	第2号配備	1 市内で震度5強の地震が発生し、かつ市内で中規模又は複数の地域で災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき 2 兵庫県瀬戸内海沿岸部に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	・職員の概ね半数以上の人員を配置して、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて対処できる態勢 ・消防団員（概ね7～8割）
	第3号配備	1 市内で震度6弱以上の地震が発生、かつ市内で大規模な災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき、激甚な災害が発生若しくは第2号配備で対応できないとき 2 兵庫県瀬戸内海沿岸部に大津波警報が発表されたとき	・全職員を配置して、防災活動に当たる態勢 ・消防団員（全団員）

※状況により、市長が必要と認めた場合は、上記の基準に関わらず、配備態勢の決定、災害警戒本部、災害対策本部の設置を行う。

出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

配備基準（風水害・その他災害）

組織	種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
—	連絡員待機態勢	大雨、洪水注意報等が発表され、今後気象条件の悪化が見込まれるとき	・防災担当職員等
災害警戒本部	警戒配備態勢	大雨、洪水警報等が発表され、今後気象条件の悪化が見込まれるとき	・警戒本部の一部構成員、防災担当職員等、少数の人員を配置し、主として情報収集及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（若干名）
災害対策本部	第1号配備	大雨・洪水警報等が発表され、かつ市内で小規模災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき	・少数の人員を配置し、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報連絡及び警戒に当たる態勢 ・消防団員（概ね2～3割）
	第2号配備	大雨・洪水警報等が発表され、かつ市内で中規模又は複数の地域で災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき	・職員の概ね半数以上の人員を配置して、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて対処できる態勢 ・消防団員（概ね7～8割）
	第3号配備	大雨特別警報等が発表され、かつ市内で大規模な災害が発生若しくは発生のおそれがあるとき、激甚な災害が発生若しくは第2号配備で対応できないとき	・全職員を配置して、防災活動に当たる態勢 ・消防団員（全団員）

※状況により、市長が必要と認めた場合は、上記の基準に関わらず、配備態勢の決定、災害警戒本部、災害対策本部の設置を行う。

出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

③ 勤務時間外における配備

職員は、勤務時間外において、地震・津波の際は、発生又は発生のおそれに関する情報から本市の配備体制を推定し、推定した配備体制の配備職員に自分が該当する場合、参集指令を待つことなく、参集の準備をして、指定の場所（原則居住地に近い事務所）に直ちに参集する。風水害、その他災害の際は、気象情報や災害の発生状況等に注意し、参集指示があった場合には、指定の場所（原則居住地に近い事務所）に速やかに参集する。

なお、指定の場所（居住地に近い事務所）への登庁が不可能な場合は、最寄りの本市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長、若しくは、最寄りの施設の責任者へ連絡する。

（２）指揮命令系統及び権限の代行

市長は、災害対策本部の本部長として事務を総括し、職員を指揮監督する。

副市長は、副本部長として市長を助け、市長に事故があるときはその職務を代理する。

教育長及び理事は、本部長付として副本部長の補佐を行う。

各部長等は、本部員として所属の各班長の指揮監督を行う。

なお、本部長や災害対策本部の本部員が不在や事故あるときは、以下に定めた職務代行の順位に従う。

災害対策本部の指揮命令系統

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長、理事
本部員	議会事務局長、企画情報部長、総務部長、危機管理部長、 市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、会計管理者、 教育部長、消防団長、事務所長

権限の代行順位

職務代行の対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長（防災担当）	副市長（総務担当）	総務部長
本部員（部長等）	各部においてあらかじめ指名した者		

第4節 職員の配備

(1) 職員の参集体制

- ① 勤務時間内に本計画に基づく体制の発動が決定された場合は、速やかに移行する。
- ② 勤務時間外に発動された場合は、原則として、速やかに参集する（病気休暇、育児休業取得者等参集が困難であると見込まれる者については、あらかじめ除外）。
- ③ 学校の休校等により、子どもの世話等で出勤できない日が判明している場合は、出勤予定日を所属長に申告する。また、感染等により出勤できない場合は所属長に連絡し、本人・家族の健康状態、復帰の目処等について報告する。
- ④ 通常勤務時間外での対応に加え、事態の長期化等も予想されることから、必要に応じ、あらかじめ複数の班体制のローテーションを組んでおく。特に、新型コロナウイルス感染症等の場合は感染防止の観点も重要であることから、可能な業務はテレワーク等でも対応できるようにしておく。
- ⑤ 応急業務等を行うに当たり、人員が不足する課等については、職員の再配置を検討するため、所属長が総務課長と協議を行う。

(2) 配備命令を受けた職員の行動

- ① 勤務時間の内外を問わず、原則として、直ちに各所属で配備につく。参集に当たっては公共交通機関の利用が困難となることが見込まれるため、徒歩や自転車等、各職員が最も早く到着可能な手段により参集する。
- ② 交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができない時は、あらかじめ定めた最寄りの本市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡する。ただし、災害対策本部員、防災担当指定要員、本部連絡員等については、この限りでない。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されている時は、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、災害対策本部員、防災担当職員、本部連絡員等については、この限りでない。
- ④ 居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等を注視し、随時所属長又は災害対策本部事務局に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに災害対策本部事務局へ報告する。
- ⑤ 次に掲げる事由により直ちに参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、参集を妨げる事由が解消し、又は対処に目処が立ち次第参集する。

ア 家族等の死亡に伴う葬祭等を行う必要があるとき

イ 職員が負傷し、治療や入院の必要があるとき

ウ 家族等が負傷し、治療や入院の必要がある場合で、当該職員の看護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき

エ 同居する高齢者、乳幼児等を預けることが困難な場合で、当該職員の介護や看護等がなければ、その者の最低限の生活が維持できないとき

- ⑥ 勤務時間内に大規模災害が発生した場合で、やむを得ないと認められる場合は上記の事由を準用し、帰宅等を行うことになるが、交通機関が全面的に運休している等、帰宅困難者の発生による混乱や二次災害（群衆雪崩等）の懸念がある場合は、所属長等は当該職員に対して職場での待機を求める。
- ⑦ 帰宅を認める場合も、救命・救助活動に支障がないようにするとともに、自宅等までの経路の被災状況、周囲の混乱状況や気象条件等を総合的に勘案し、職員の安全に配慮する。
- ⑧ 非常時優先業務等の実施に当たり、所属における業務分担の見直し等で対応できない場合や、新型コロナウイルス感染症等により所属単位で濃厚接触が認められる等、部局だけでは業務執行体制を確保できない場合は、総務課に職員の応援を要請し、全庁的な応援体制を調整する。
- ⑨ 状況により、災害時相互応援協定等に基づく他団体への応援要請により、必要な人員等を確保する。また、様々な分野における民間事業者等との災害時の応援協定に基づき、協力依頼を行う。

（３）職員の勤務に関する留意点

- ① 大規模な災害が生じた場合には、全庁挙げて非常時優先業務等に取り組むことになるが、業務によっては長時間職場に留まらざるを得ない職員も生じるため、職員の健康面に配慮した勤務体制を整備しておく必要がある。
- ② 所属長は、長時間勤務に従事する職員の心身状況等に対して十分な配慮を行い、ローテーション勤務を取り入れる等により、連続して24時間を超えて勤務することがないようにする。
- ③ ローテーション勤務等の実施に際しては、大規模災害時は職員の非常時優先業務への対応が長期化することを想定し、各所属においてローテーション勤務や各部局等内での職員の配置転換等により、持続可能な体制の構築を図る。
- ④ 職員の休憩・休養・仮眠等への対応として、交通機関の運休等で帰宅が困難な場合や疲労が蓄積している場合は、庁内で休憩・宿泊する。各部局等は、あらかじめ、休憩・宿泊用のスペースを定めておく等環境の整備に努める。
- ⑤ 非常時優先業務等に対応する職員には、責務の重さや長期間労働等から大きな心理的負担が生じる。職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防や早期発見に努め、専門医への受診支援やフォローアップを行う。

第3章 想定する災害の選定と被害状況の想定

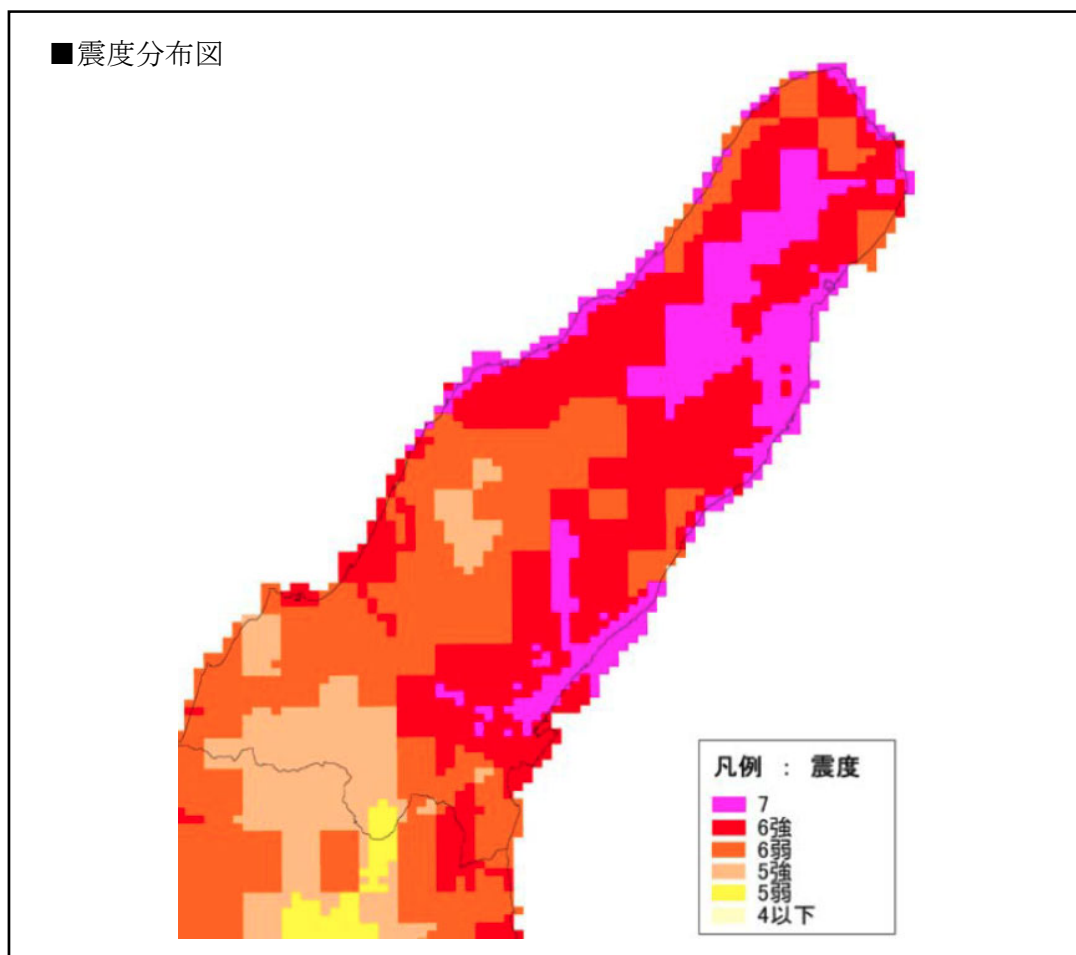
第1節 想定する災害

地震・津波災害は、活断層の食い違いにより都市の直下で局地的に激震を引き起こす「内陸型地震」と、海洋プレートの跳ね返りにより広範囲にわたる揺れや津波を引き起こす「海溝型地震」の2種類に分けられる。

本計画では、地域防災計画を踏まえ、本市に被害をもたらすとされる内陸型地震の4地震のうち、最も被害が大きいと想定されている「六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震」を想定する。

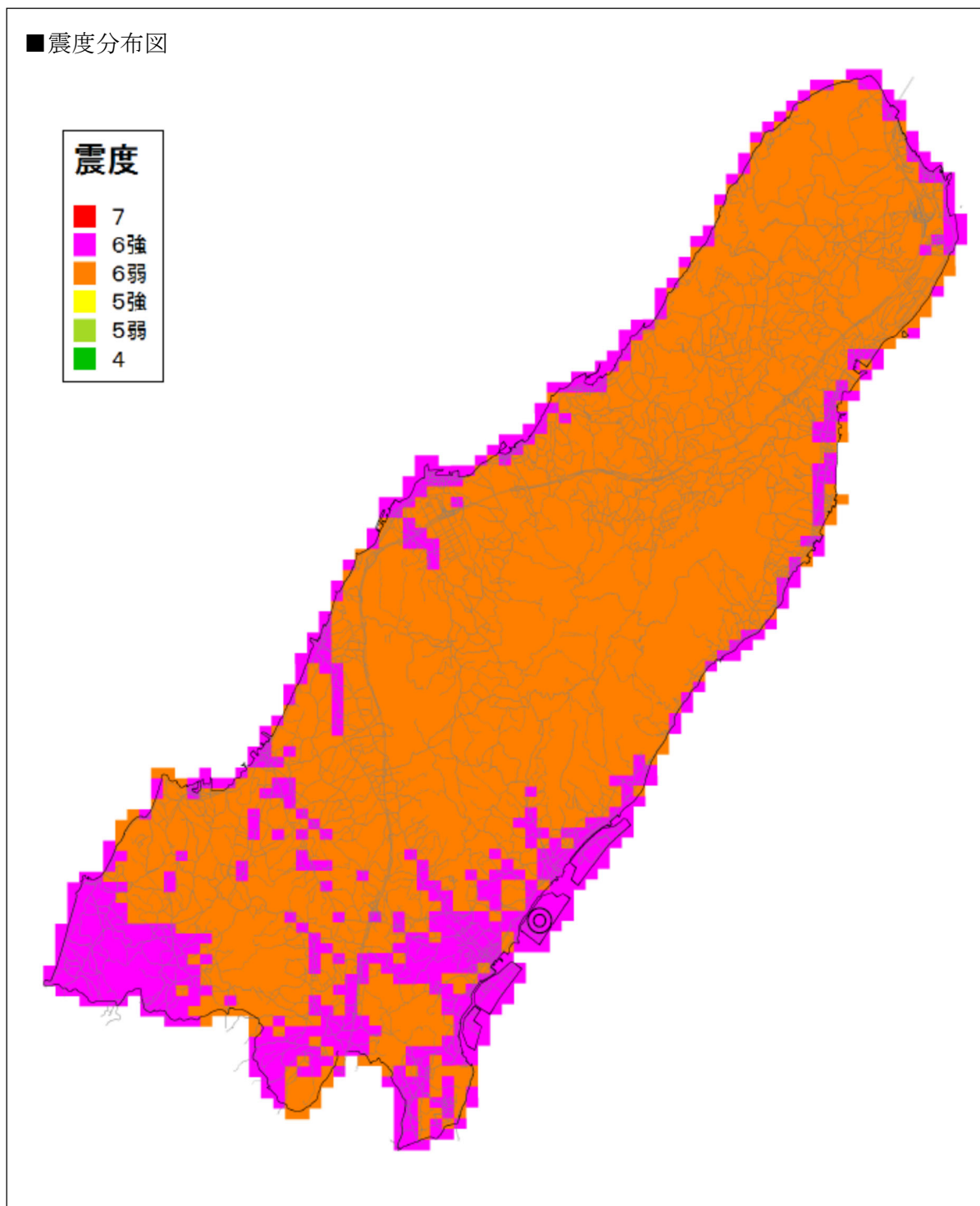
また、津波を伴う地震である海溝型地震の「南海トラフ巨大地震」を想定する。

六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震の想定



出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

南海トラフ巨大地震の想定

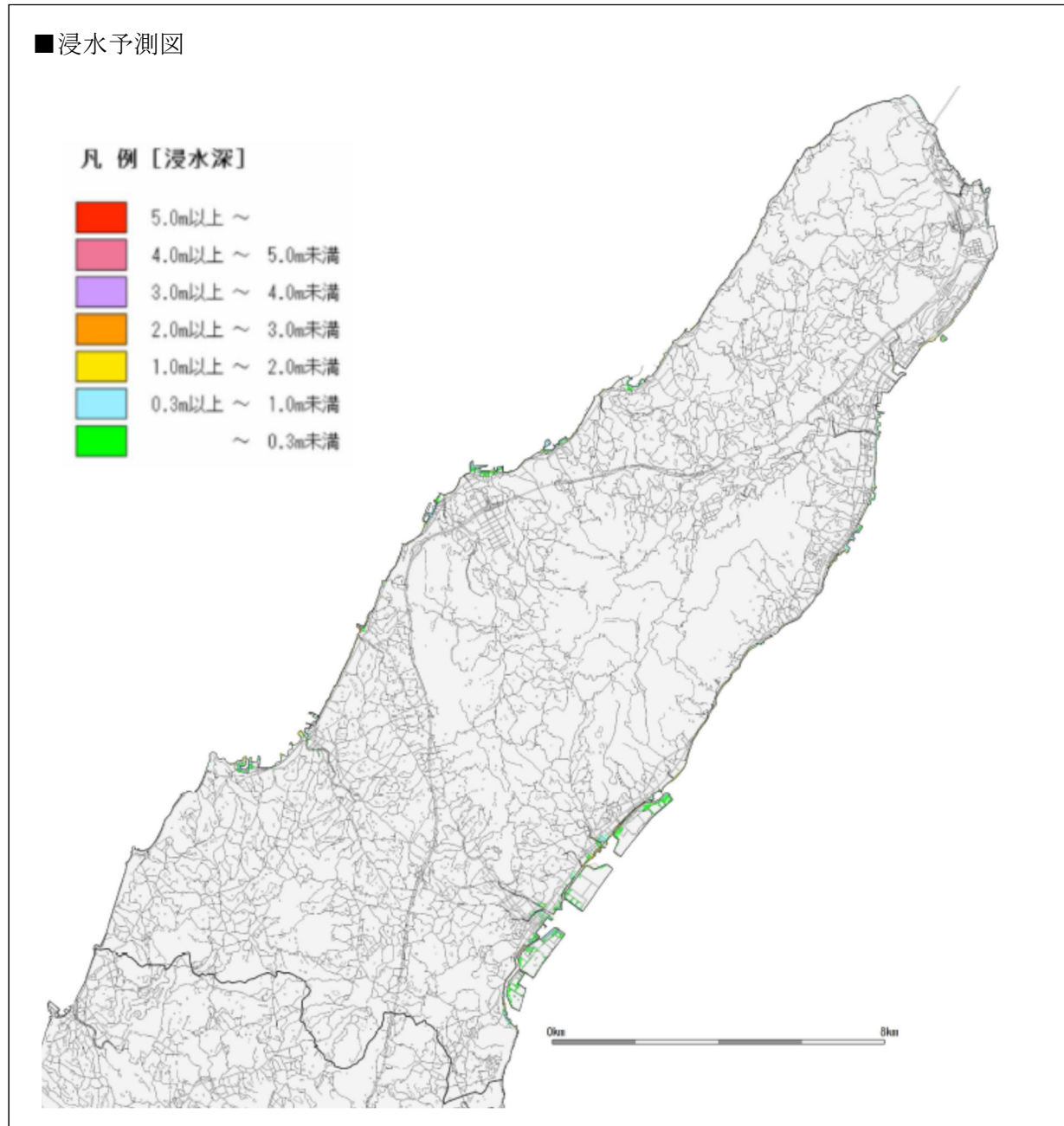


出典：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成 26 年 6 月)

南海トラフ巨大地震の想定（津波）

	最高津波水位（m）	最短到達時間（分）	浸水面積（ha）
淡路市	3.1	65	167

南海トラフ巨大地震の想定（津波）



出典：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成 26 年 6 月)

第2節 被害状況の想定

(1) 地震・津波の被害想定

被害想定については、地域防災計画との整合を図る。

内陸型地震：六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震

建物被害 (棟)	揺れ	全壊	6,879
		半壊	7,400
	液状化	全壊	165
	火災	焼失	8
人的被害 (人)	建物倒壊	死者	430
		負傷者	973
		重傷者	202
	火災	焼死者	1
	避難者数		14,797

※建物倒壊による人的被害は、冬早朝5時の場合

※重傷者数は、負傷者数の内数

出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

海溝型地震：南海トラフ巨大地震の想定

		発災時刻		
		冬5時	夏12時	冬18時
原因別 建物全壊棟数 (棟)	計	1,966	1,964	1,969
	揺れ	1,906	1,906	1,906
	液状化	11	11	11
	火災	3	1	7
	土砂災害	18	18	18
	津波	28	28	27
原因別 建物半壊棟数 (棟)	計	6,733	6,733	6,732
	揺れ	6,188	6,188	6,187
	液状化	385	385	385
	土砂災害	43	43	43
	津波	117	117	117
原因別死者数 (人)	計	283	240	269
	揺れ	116	53	88
	(うち屋内収容物落下等)	(6)	(4)	(5)
	火災	0	0	1
	土砂災害	2	1	1
	津波	165	186	179
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
	交通(道路)	0	0	0
原因別負傷者数 (人)	計	1,445	798	1,003
	揺れ	1,327	660	872
	(うち屋内収容物落下等)	(89)	(52)	(71)
	土砂災害	2	1	1
	津波	101	122	114
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	1
	交通(道路)	15	15	15
原因別重傷者数 (人) (負傷者数の内数)	計	210	130	159
	揺れ	174	88	118
	(うち屋内収容物落下等)	(20)	(11)	(15)
	土砂災害	1	0	1
	津波	34	41	39
	ブロック塀等の転倒、落下物	0	0	0
避難者数 (人)	当日	3,577	3,751	3,699
	1日後	3,577	3,751	3,699
	1週間後	2,781	2,802	2,806
	1ヶ月後	1,434	1,445	1,447
帰宅困難者数	当日	—	1,428	1,006

出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

資料：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月)

(2) ライフライン等の被害想定

南海トラフ巨大地震が発生した場合のライフラインの被害想定は、次表のとおりである。

ライフラインの被害想定（南海トラフ巨大地震）

		発災時刻		
		冬5時	夏12時	冬18時
(人)				
断水人口 (人)	1 日後	12, 511	12, 511	12, 511
下水道支障人口 (人)	1 日後	27, 085	27, 085	27, 085
停電 (軒)	1 日後	6, 992	6, 992	6, 992
通信支障回線 (回線)	1 日後	6, 551	6, 551	6, 551
復旧対象となるガス供給停止 (戸)	1 日後	—	—	—
災害廃棄物等 (千トン)	計	232～269	232～269	232～269
	災害廃棄物	171	171	171
	津波堆積物	61 ～98	61 ～98	61 ～98

出典：淡路市地域防災計画（令和4年3月）

資料：兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月)

第4章 非常時優先業務の選定

第1節 選定対象業務と選定基準

「災害応急対策業務」については、地域防災計画・災害対策本部の所掌事務に定める各班の災害応急・復旧対策に係る分掌事務を基本として、業務開始目標時間及び必要人数の設定を行う。

「優先度の高い通常業務」については、各部署の分掌事務を基本として、次表の基準により業務を選定し、それぞれの業務の開始目標時間及び必要人数の設定を行う。

非常時優先業務の選定基準

分 類		基 準
非常時優先業務	災害応急対策業務	○地域防災計画に定める災害応急・復旧対策業務
	優先度の高い通常業務	○通常業務のうち、大規模災害時にも優先的に行うべき以下の業務 ・市民の生命・生活・財産を守る業務 ・本市の意思決定に必要な業務 ・その他、市民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
休止業務		○通常業務のうち、大規模災害時に休止・延期する以下の業務 ・一定期間（1か月程度）先送りすることが可能な業務 ・非常時優先業務を実施する上で、休止・延期することがやむを得ない業務

第2節 業務開始目標時間の設定

非常時優先業務の開始目標時間は、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・令和5年5月）、「下水道BCP策定マニュアル（自然災害編）」（国交省・令和5年4月）、「兵庫県応急対応行動シナリオ[南海トラフ地震・津波]」（平成29年1月改訂）等を参考に6段階（3時間以内、1日以内、3日以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内）とし、「地方都市等における地震対応のガイドライン」（内閣府・平成25年8月）等を参考にしながら、次表のように分類する。

業務開始目標時間の考え方

業務開始 目標時間	該当する業務 の考え方	代表的な業務例
3時間以内	・職員及び家族の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設	・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務 ・被害の把握 ・発災直後の火災、津波等対策業務 ・救助、救急体制確立に係る業務 ・避難所の開設、運営業務 ・組織的な業務遂行に必須な業務 ・参集職員数や被害状況に応じた非常時優先業務等の見直し
1日以内	・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続	・短期的な二次被害予防業務 ・市管理施設の応急復旧に係る業務 ・衛生環境の回復に係る業務 ・災害対策活動体制の拡充に係る業務 ・遺体の取扱い業務 ・避難生活の開始に係る業務 ・避難所運営における女性の参画や、女性と男性のニーズの違いを十分に踏まえた避難所の環境整備業務 ・社会的に重大な行事等の延期調整業務
3日以内	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復	・避難生活の向上に係る業務 ・市街地の清掃に係る業務 ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ・業務システムの再開等に係る業務
1週間以内	・復旧・復興に係る業務の開始	・応急教育活動に係る業務 ・被災状況取りまとめに係る業務 ・生活保護、各種手当等支給に係る業務

業務開始 目標時間	該当する業務 の考え方	代表的な業務例
2週間以内	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・行政窓口機能の回復	・生活再建に係る業務 ・産業の復旧、復興に係る業務 ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務 ・窓口業務
1か月以内	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

第3節 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定結果は、以下のとおりである。

非常時優先業務の選定結果

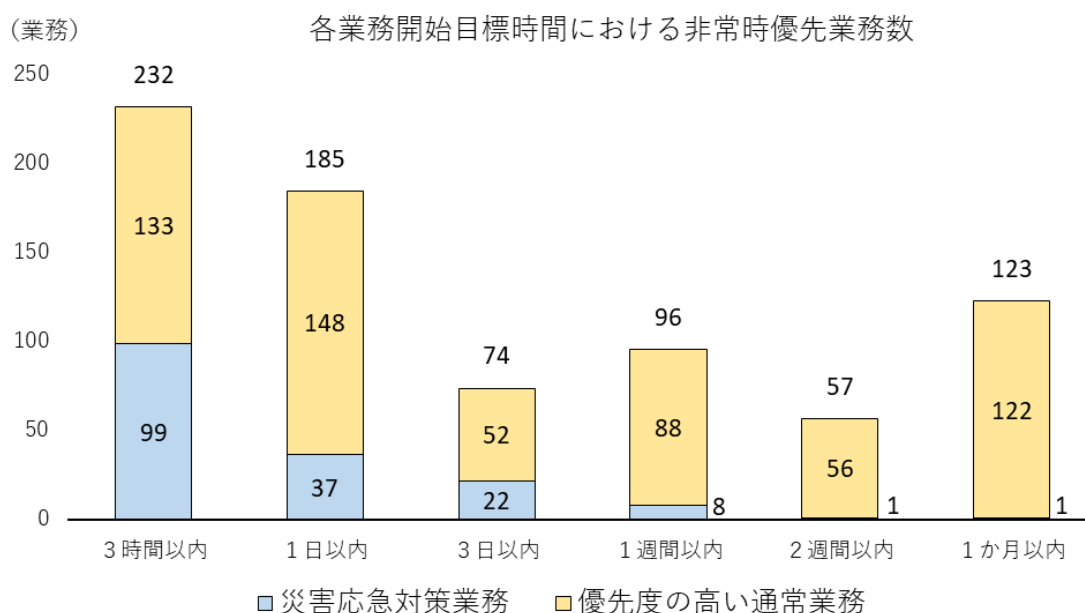
業務種別	災害応急対策業務	通常業務	総数
選定対象業務	168	1,524	1,692
非常時優先業務	168 (100.0%)	599 (39.3%)	767 (45.3%)
休止業務	—	925 (60.7%)	925 (54.7%)

※()内の値は、各選定対象業務に対する割合

各業務開始目標時間における非常時優先業務数

業務開始 目標時間	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
非常時優先業務	232	185	74	96	57	123
優先度の高い 通常業務	133 (57.3%)	148 (80.0%)	52 (70.3%)	88 (91.7%)	56 (98.2%)	122 (99.2%)
災害応急 対策業務	99 (42.7%)	37 (20.0%)	22 (29.7%)	8 (8.3%)	1 (1.8%)	1 (0.8%)

※()内の値は、各業務開始目標時間の非常時優先業務数に対する割合



災害対策本部・部班別及び継続通常業務・部課係別の非常時優先業務及び業務開始目標時期については、「非常時優先業務編」に示す。

第4節 非常時優先業務の実施に必要な人数の算出

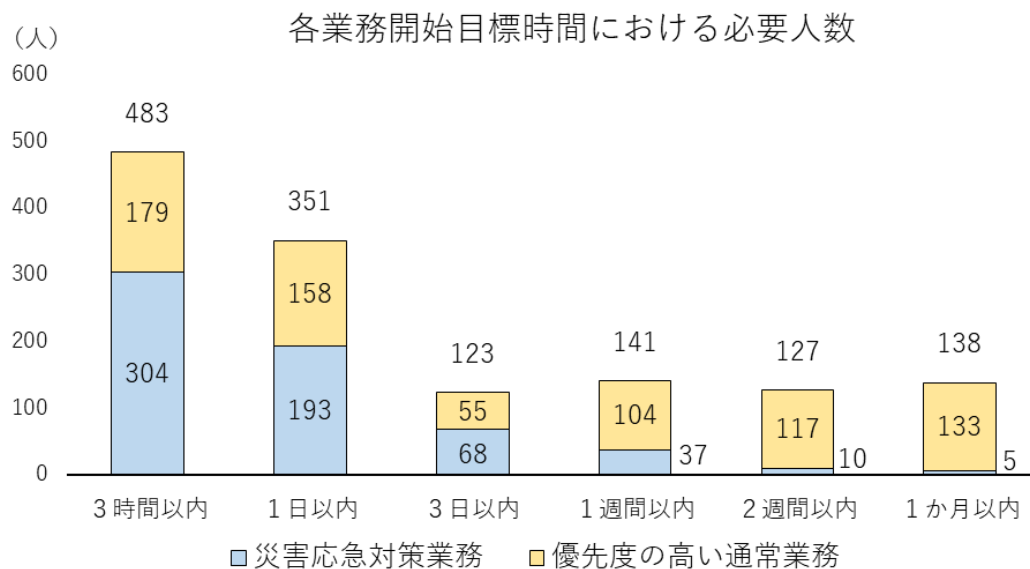
選定した非常時優先業務の実施に必要な人数（以下「必要人数」という。）を算出した結果は、以下のとおりである。

各業務開始目標時間における必要人数

（単位：人）

業務開始 目標時間	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
非常時 優先業務	483	351	123	141	127	138
優先度 の高い 通常業務	179 (37.1%)	158 (45.0%)	55 (44.7%)	104 (73.8%)	117 (92.1%)	133 (96.4%)
災害応急 対策業務	304 (62.9%)	193 (55.0%)	68 (55.3%)	37 (26.2%)	10 (7.9%)	5 (3.6%)

※（ ）内の値は、各業務開始目標時間の必要人数に対する割合



第5章 必要資源の現状・課題・対策

第1節 対象とする必要資源

本計画は、非常時優先業務を実施するために必要な資源を次表に示す13資源とし、現状・課題・対策について整理した。

対象とする必要資源と整理内容

	必要資源	整理する主な内容
1	職 員 (指揮命令系統を含む。)	・非常時優先業務実施のための職員の過不足状況 ・指揮命令系統の設定状況 ・権限の代行順位の設定状況
2	庁 舎 (拠点となる市庁舎等)	・災害対策本部設置施設の被災可能性状況 ・災害対策本部設置代替施設の被災可能性状況
3	執務室	・執務室内の安全確保状況
4	電 力	・非常用発電機や燃料の確保状況
5	通 信 (電話、インターネット等)	・通信手段の確保状況 ※固定・携帯電話(災害時優先電話)、インターネット(携帯メール等)、衛星携帯電話等
6	防災行政無線	・防災行政無線の整備状況
7	情報システム	・パソコンやサーバの転倒・転落防止対策状況 ・重要な行政データのバックアップ状況
8	飲料水・食料・生活用品 (職員用)	・職員用の飲料水・食料・生活用品の確保状況
9	災害時用トイレ (職員用)	・使用可能性の状況 ・職員用の仮設トイレの確保状況
10	消耗品等	・コピー用紙やトナー等消耗品の確保状況
11	エレベーター	・被災、停電時の運用状況
12	空調機器	・被災、停電時の運用状況
13	公用車	・公用車の所有状況 ・公用車燃料の確保状況

第2節 職員の参集体制の確立

大規模災害発生後の人員確保は、非常時優先業務を実施する上での課題の一つである。

発災時には、職員自身や家族の被災などの事情により、想定よりも参集職員数は下回る可能性があること、また、職員自身の健康、子育てや介護中であることなど、職員の希望や家庭環境へ配慮し、自宅待機の要件、参集不要基準や災害対応時の交代要員も必要となる。

災害対応に当たる職員の多様な立場に配慮することで、職員の身体的・心理的な負担を考慮した持続的な参集体制を確立する。

本節では、勤務時間外での発災を想定し、職員が居住地から勤務地に参集する状況を把握するため、国や県の計画等を参考に、勤務時間外に発生した場合の職員参集予測を行った。

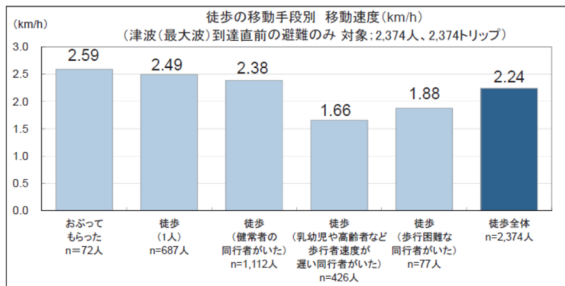
(1) 職員参集予測の考え方

勤務時間外に発災した場合の職員参集予測を実施し、「第4章 非常時優先業務の選定」において算定した必要人数と比較することにより、災害時における人員の状況について検討した。

(2) 職員参集予測の条件

職員参集予測の主な項目の条件設定については、次表のとおり設定する。

職員参集予測の条件

対象職員	全職員（正職員） ※市長、副市長、教育長、理事、派遣職員等を除く、再任用職員を含む。
時間区分	災害発生から1か月以内で区分 ※非常時優先業務の時間区分と同じとする。
参集先	災害時の参集場所
参集距離	通勤距離（自宅から勤務先までの距離）
参集手段	徒歩のみ
参集開始時間	発災から30分後に参集を開始する。
歩行速度	2.5km/時 (東日本大震災時の津波避難実態調査結果による避難速度を参考に設定)  出典：「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（概要）」国土交通省資料

歩行距離上限	6 km（最大 15km）に設定
職員の被災率	職員が被災し参集困難な割合 ・ 発災から 3 日までは 40% → 60%の職員が参集する。 ・ 1 か月後には 10% → 90%の職員が参集する。 ・ 4 日後から 1 か月までの割合は、比例配分による。

各時間区分の参集状況の設定

発災後 3 時間以内	参集先から 6 km 圏内に居住する職員の 60%が参集可能
	・ 時速 2.5km で 2.5 時間かけて参集するため、参集先から約 6km が参集可能圏内。 ・ 6 km 圏内に居住する職員の 40%が被災により参集できない。 ・ 島外に居住する職員（19 人）を除く。
1 日以内	参集先から 15km 圏内に居住する職員の 60%が参集可能
	・ 歩行距離の上限を 15km とすると、参集先から 15km 圏内が参集可能。 ・ 15km 圏内に居住する職員の 40%が被災により参集できない。 ・ 島外に居住する職員（19 人）を除く。
3 日以内	全職員の 60%が参集可能
	・ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ・ 全職員の 40%が被災により参集できない。
1 週間以内	全職員の 64%が参集可能
	・ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ・ 全職員の 36%が被災により参集できない。
2 週間以内	全職員の 72%が参集可能
	・ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ・ 全職員の 28%が被災により参集できない。
1 か月以内	全職員の 90%が参集可能
	・ 公共交通機関の復旧により、参集距離に関係なく全職員が参集可能。 ・ 全職員の 10%が被災により参集できない。

(3) 職員参集予測人数

職員参集予測人数は、以下のとおりである。

なお、参集予測は一定の時点におけるシミュレーションに基づいた結果であり、実際の参集については、被害の態様等によって異なることが想定される。

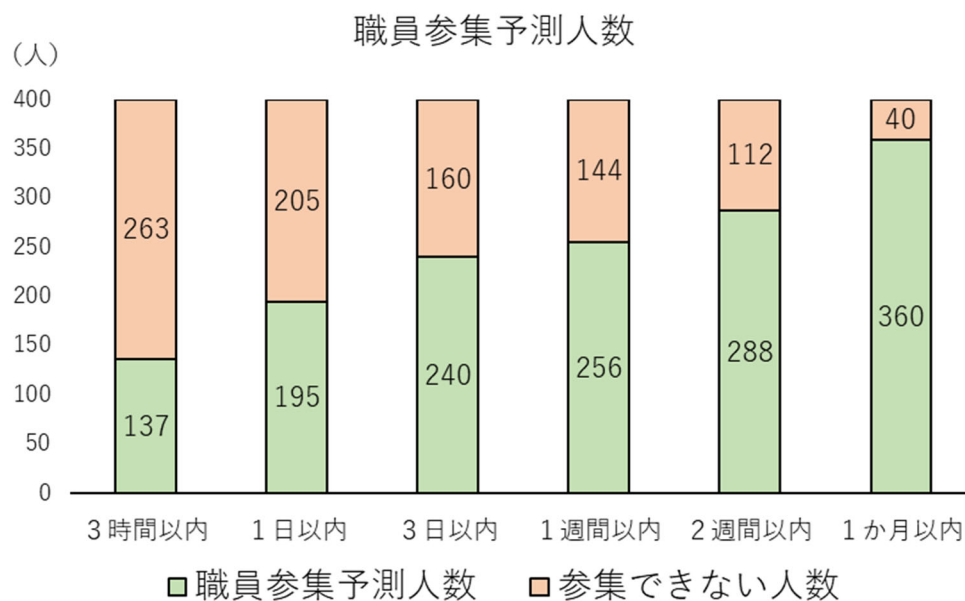
また、機構改革や人事異動等によって結果に誤差が生じることを前提とする。

職員参集予測人数（災害時参集場所に参加）

（単位：人）

区 分	3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	1 週間 以内	2 週間 以内	1 か月 以内	全職員数
職員参集 予測人数	137	195	240	256	288	360	400
参集率	34%	49%	60%	64%	72%	90%	100%

※令和6年12月現在の職員情報を基に算出



（４）職員参集予測人数と必要人数の比較

職員参集予測人数と必要人数の比較結果は、以下のとおりである。

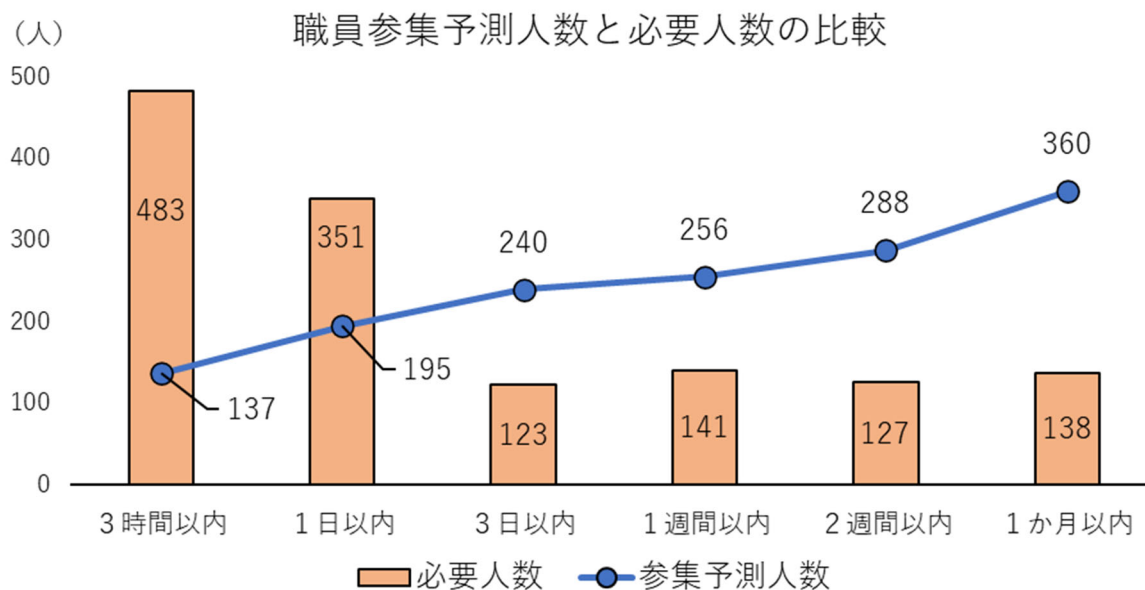
発災後３時間以内、１日以内において、必要人数が職員参集予測人数を上回る（業務を行う職員数が不足する。）ことになる。

特に、発災後の３時間以内において不足数は、約３５０人と最大である。

職員参集予測人数と必要人数の比較（災害時参集場所に参加）

（単位：人）

区 分	３時間以内	１日以内	３日以内	１週間以内	２週間以内	１か月以内
職員参集 予測人数	137	195	240	256	288	360
必要人数	483	351	123	142	127	138
差	-346	-156	117	114	161	222



(5) 現状と課題

① 現 状

- 大規模災害発生時は、職員は配備基準により自主参集する。
- 大規模災害の発生により災害応急対策業務が発生し、優先度の高い通常業務と相まって、発災後3時間以内から業務に必要な人数に対して職員数が大きく不足することが見込まれる。
- 職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員がいることが見込まれる。
- 初動期において業務が集中し人材が不足する部署に対しては、初動期においても比較的人材に余裕がある部署との職員配備調整を行う応援体制を確立する必要がある。
- 庁内職員間の応援では対処しきれないことが想定されるため、外部からの応援を受け入れるための窓口及び担当者の設定、応援要請のための協定締結の推進、派遣要請・派遣手順の設定等、受援体制の確立を図っておく必要がある。

② 課 題

- ア 非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保
- イ 職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員数の削減
- ウ 参集した職員の健康維持
- エ 職員の安否確認
- オ 受援体制の確立

(6) 対 策

前項の課題の解消又は抑制を図るため、次の対策を設定する。

- ア 非常時優先業務を実施するために必要な人員の確保

対 策	概 要
全庁的な職員配備調整の実施	・非常時優先業務を実施するに当たり、人員が不足する部署については、災害対策本部を通じて積極的に他部署の応援を要請し、全庁的な職員配備の調整を実施する。 ・可能であれば、業務の専門性を考慮し、応援が必要な部署に以前所属していた職員を派遣する。
災害対応等の経験職員の優先的な配置	・防災業務や被災地派遣の経験を有する職員をリスト化し、発災時には災害対策本部事務局等に優先的に配置する。
人事配置ローテーションによる人材の育成	・人事配置ローテーションにより、職員を危機管理課に配属することにより、防災対応に長けた人材の育成を図る。

対 策	概 要
ボランティアの積極的な受入れ	・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティアを積極的に受け入れ、避難所の運営等に活用することにより、非常時優先業務に従事する職員の確保を図る。
会計年度任用職員、経験豊富なOBの活用	・ 非常時優先業務に、会計年度任用職員、経験豊富な再任用職員等の活用を図る。 ・ 退職した職員の一時的任用を検討する。
アドバイザーの確保	・ 継続的なアドバイスを受けるための専門的知識を有する防災士等のアドバイザーを確保・育成する。
ボランティア団体・NPOとの連携体制の構築	・ 災害対応の経験を有するボランティア団体やNPO等と災害時の連携体制を構築する。
動員基準の周知	・ 防災訓練等の際に、発災時に職員が参集する動員基準や、参集に係る心得等を周知する。
参集訓練の実施	・ 職員参集訓練を実施し、発災時でも円滑かつ迅速に参集できるようにするとともに、職員の危機管理意識の高揚を図る。
保育所等の早期復旧・継続	・ 子育て中の職員が非常時優先業務に従事できるよう、保育所等の早期復旧や、継続できる体制の確保を図る。

イ 職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員数の削減

対 策	概 要
家庭での防災対策の実施	・ 平常時から発災時における職員やその家族の安全確保のため、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、家族が3日間（できれば1週間）過ごせる飲料水や食料品等の備蓄品を準備するよう啓発する。

ウ 参集した職員の健康維持

対 策	概 要
職員の健康管理	・ 被災や非常時優先業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかるおそれがあるため、職員に対し、可能な限り定期的に休息をとれるよう配慮するなど、心のケアを含めた適切な健康管理を実施する。 ・ 他の自治体から職員派遣があった場合には、その職員に対しても実施する。

エ 職員の安否確認

対 策	概 要
職員の安否確認体制の確立	・職員の安否確認方法について、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。
職員の緊急連絡先の整理	・部署ごとに緊急連絡先等をあらかじめ整理するとともに、年度当初に更新する。 ・個人情報等を記載する場合には、保管方法や取扱いについて定めて保守を徹底する。

オ 受援体制の確立

対 策	概 要
受援計画の策定	・受援計画を策定し、他自治体職員、民間事業者、災害ボランティア等の受援体制を確立する。
他の自治体等からの応援の受入れに関する協定の締結を推進	・他の自治体等から応援を受け入れるための協定を積極的に締結することで相互援助協定自治体を増やし、発災後には協定を締結している自治体に対して職員派遣要請を迅速に行う。 ・特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。 ・協定は、大規模災害時に同時に被災しないであろう自治体との締結を推進する。
他の自治体等からの応援の効果的な活用	・他の自治体等からの応援を迅速に受け入れ、効果的に活用できるよう、非常時優先業務のうち、他の自治体等からの応援を活用できる業務を事前に特定しておく。 ・災害対策本部内に、応援を一括して、円滑に受け入れるための班（例：受援班）を設置する。

第3節 指揮命令系統及び権限の代行

(1) 指揮命令系統等

災害対策本部の指揮命令系統については、市長を本部長として災害対応を実施することとなっている。

また、本部長や本部員不在時には、職務代行の順位に従うこととなっている。

※ 第2章 第3節「(2) 指揮命令系統及び権限の代行」を参照

(2) 現状と課題

① 現 状

- 本部長の職務代行の対象者は第3順位まで指名しているが、本部員の代行者については指名していない。

② 課 題

ア 本部員の代行者の指名

(3) 対 策

ア 本部員の代行者の指名

対 策	概 要
各本部員の代行者の指名	・ 各本部員が不在の場合の代行者について、事前に複数人を指名する。

第4節 庁舎

(1) 庁舎の現状

大規模災害発生時には、庁舎等の業務の必要資源が被災により使用できなくなる状況が想定されるため、それらの必要資源の現状を把握した上、被災による影響について考慮し、大規模災害発生時の課題と対策について検討する必要がある。大規模災害発生時に設置される災害対策本部室は、特別な場合を除いて「防災あんしんセンター」内に設置される。

なお、「防災あんしんセンター」が使用できない場合には、「東浦事務所」、「北淡事務所」、「国際会議場（県管理）」の順位で設置可能な場所に災害対策本部室を設置する。

災害対策本部室設置・代替候補

災害対策本部室の設置施設		防災あんしんセンター	
代替施設順位 1 位	第 2 位		第 3 位
東浦事務所	北淡事務所		国際会議場（県管理）
現地対策部の設置施設 （必要に応じて設置）		津名ふれあいセンター、岩屋事務所、 北淡事務所、一宮事務所、東浦事務所	

本計画における庁舎の状況把握については、市職員の大半が勤務する「本庁舎」とともに、災害対策本部の設置施設である「防災あんしんセンター」、代替施設である「東浦事務所」、「北淡事務所」、「国際会議場（県管理）」、さらに「情報センター」の現状について整理し、以下に示す。

市庁舎等の基本情報 1

区分		防災あんしんセンター	本庁舎	
用 途		災害対策本部室設置施設	災害対策本部室設置施設	
所管課		危機管理課	管財課	
災害対策本部設置予定場所		多目的ホール 3	2 号館第 4 会議室	
建築年		平成 22 年 2 月	1 号館 平成 16 年 3 月	2 号館 平成 28 年 2 月
構 造		鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
階 数		地上 2 階	地上 3 階	地上 3 階
建築物延床面積		3,673 m ²	4,632 m ²	2,904 m ²
耐震化 の状況	耐震性	あり	あり	あり
	耐震性有の根拠	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
	今後の状況	—	—	—
被災の 危険性	洪水による浸水※ ¹	なし	なし	なし
	津波による浸水※ ²	なし	なし	なし
	土砂災害※ ¹	なし	なし	なし
	液状化※ ³	あり	あり	あり

市庁舎等の基本情報 2

区分		東浦事務所	北淡事務所
用 途		災害対策本部室の代替施設	災害対策本部室の代替施設
所管課		東浦事務所	北淡事務所
災害対策本部設置予定場所		1 階執務スペース	1 階執務スペース
建築年		昭和 38 年 9 月	平成 30 年 9 月
構 造		鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階 数		地上 2 階	地上 2 階
建築物延床面積		1,074 m ²	1,710 m ²
耐震化 の状況	耐震性	あり	あり
	耐震性有の根拠	平成 28 年度に耐震補強済	新耐震基準
	今後の状況	—	—
被災の 危険性	洪水による浸水※ ¹	なし	なし
	津波による浸水※ ²	なし	なし
	土砂災害※ ¹	なし	なし
	液状化※ ³	あり	あり

※ 1：淡路市ハザードマップ（風水害編）

※ 2：淡路市ハザードマップ（津波編）

※ 3：「兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）」（平成 26 年 6 月）

市庁舎等の基本情報 3

区分		国際会議場	情報センター
用 途		災害対策本部室の代替施設	重要データ保管場所
所管課		県	情報課
災害対策本部設置予定場所		2 階レセプションホール	—
建築年		平成 12 年 12 月	平成 16 年 11 月
構 造		鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階 数		地上 4 階、地下 1 階	地上 2 階
建築物延床面積		13,900 m ²	397 m ²
耐震化 の状況	耐震性	あり	あり
	耐震性有の根拠	新耐震基準	新耐震基準
	今後の状況	—	—
被災の 危険性	洪水による浸水※ ¹	なし	なし
	津波による浸水※ ²	なし	なし
	土砂災害※ ¹	なし	なし
	液状化※ ³	なし	あり

※1：淡路市ハザードマップ（風水害編）

※2：淡路市ハザードマップ（津波編）

※3：「兵庫県の地震・津波被害想定（南海トラフ）」（平成 26 年 6 月）

（2）現状と課題

① 現 状

- 本庁舎をはじめ、各施設は新耐震基準を満たす、又は旧耐震基準であるが耐震化済である。
- 各施設において、応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性がある。
- 液状化危険度が「あり」地域に位置する施設は、利用困難となる可能性がある。

参考：平成 28 年熊本地震においては、庁舎が被災したことが、業務が停滞した大きな要因として挙げられている。

② 課 題

ア 施設の応急復旧の早期実施

(3) 対 策

ア 施設の応急復旧の早期実施

対 策	概 要
応急復旧の実施体制の確立	・災害対策本部の設置や非常時優先業務の実施のための施設の応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。 ・必要に応じて、保守事業者と大規模災害発生時の対応について協議を行い、施設の早期復旧に向けた体制を整備する。

(4) 新型コロナウイルス感染症等による感染拡大の防止

- 新型コロナウイルス感染症等（自然災害等との複合災害を含む。）の場合は、職員の感染予防に留意し、出勤前の検温や発熱時の出勤自粛を徹底する。
- 必要換気量（毎時 30 m³/人）を確保した機械換気、1 時間に 2 回程度の執務室の窓の開放、共用部分の扉・窓の常時開放により、換気を行う。冷暖房の運転時も室温等に配慮しつつ、換気を継続する。また、手指衛生を徹底するため、入口等に消毒液を設置し、不特定多数が接触するドアノブ、手すり、エレベーターボタン、備品等については定期的な消毒を行う。
- マスクの着用やアクリル板等を設置し、飛沫感染を防止する。
- 会議を行う場合はオンライン会議を活用する。対面での会議を行う場合は、ハンディ型サーモグラフィーや非接触体温計を用意する。
- 時差出勤により、通勤の分散を図る。
- 保健所による調査等の結果、濃厚接触者とみなされた職員は、当面の間は在宅での勤務とする（咳等の身体症状がある場合は特別休暇（出勤困難）を取得）。濃厚接触者とみなされなかった職員も、発症に備え、通勤及び勤務中はマスクを着用し、手洗いや咳エチケットの励行等感染予防に努める。
- 同居する家族等に咳等の身体症状が見られる職員で、看病等により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇を取得する。
- 感染者の執務室及び感染者が接触したと考えられる共有部分（トイレやエレベーター等）については、庁舎管理担当部署を通じ、アルコール消毒等を行う。

(5) 情報システムの維持・重要な行政データのバックアップ

- 内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手続き」（令和 5 年 5 月）によると、重要な行政データとは以下のとおりとなっている。
 - ① 地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ
 - ・税金や水道料金等の収納状況等に関する情報

- ・国民健康保険業務、介護保険業務に関する情報
 - ・許認可の記録、経過等の情報
 - ・重要な契約、支払い等の記録の情報
- ② 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類
- ・住民記録：住民の安否確認のためなど
 - ・外国人登録：居住している外国人の安否確認のためなど
 - ・介護受給者情報
 - ・障がい者情報
 - ・道路その他の復旧に重要なインフラの図面又はそのデータ
 - ・情報通信機器等の重要機器の修復に不可欠な仕様書
- 重要な行政データのバックアップについては、以下のような対策が考えられる。
- ① 非常時優先業務の実施に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップ準備
- ・バックアップ業者との契約
 - ・バックアップデータを用いた復旧作業の訓練
- ※バックアップは、同時被災しない場所で行われることが望まれる。
- ② 電子データだけでなく、紙データについてもバックアップをとる。
- ③ 同時被災しない場所に保管（庁舎内の耐火金庫等は、建物倒壊、地区内立入禁止など部屋に入れなくなる事態では使用不能となるため不十分）
- ④ 水害による浸水想定区域内においては、浸水までの猶予時間に重要な行政データ等を上層階等に移動させるための手順や体制の整備
- ⑤ バックアップの頻度やタイミングについても、被災直前のどの時点までのデータの復旧可能かに関わるため配慮が必要
- ⑥ クラウドサービスの活用
- ⑦ パソコンやサーバ等の転落・転倒対策等の実施
- ⑧ 非常時優先業務を支える庁内LAN等の情報システムについては、多重化や仮想化する等バックアップシステム・機能の整備
- ⑨ ネットワークの脆弱性への対策
- ・ネットワーク機器の固定化等の措置を講じるほか、集積装置（HUB）等重要なネットワーク機器に関する安価な代替機器を準備することが必要
- ⑩ サーバや災害情報システム等、発災時に利用が想定されるシステム等への電源確保
- ⑪ メンテナンス事業者と発災時の迅速な保守点検体制の確保に関する協定締結

第5節 必要資源

非常時優先業務を実施するために必要な以下の資源について、整理する。

必要とする資源
① 執務室（執務環境） ② 電力 ③ 通信（電話、インターネット等） ④ 防災行政無線 ⑤ 情報システム ⑥ 飲料水・食料・生活用品（職員用） ⑦ 災害時用トイレ（職員用） ⑧ 消耗品等 ⑨ エレベーター ⑩ 空調機器 ⑪ 公用車

(1) 本庁舎

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		本庁舎
ネット等 キャビ	転倒防止 対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）やOA機器の転倒防止対策は一部実施済み ・ 書架等の扉開放防止対策は未実施
ガラス等	落下・飛散 防止対策	・ 1号館の窓ガラスは遮熱シールを貼付、飛散防止対策として代用可能 ・ 天井等の落下防止対策は一部実施済み
資救 機助 材用	確保状況	・ 救助用資機材は未確保（一部確保：バール）

ウ 課 題

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

エ 対 策

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 庁舎内（1号館、2号館）の全ての什器等の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策、ガラス等の落下・飛散防止対策を実施する。
救助用資機材の確保	・ 転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材をさらに確保する。

b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		本庁舎
非常用電源	所有数	・1号館1機、2号館1機
	非常用電源の種類	・ラジエター式
	設置場所	・浸水（津波、高潮、洪水、内水）の危険性なし ・揺れによる転倒の可能性なし
	起動方法	・自動起動
	起動方法把握手段	・マニュアル
	断水時の使用	・使用可能
	運転可能稼働時間	・1号館:24時間、2号館:72時間 （備蓄燃料の使用を含めた時間）
	その他	・ラジエター冷却方式のためクーラント液の補充が必要
燃料	燃料の種類	・軽油
	非常用電源燃料の備蓄	・なし
	燃料の調達体制	・協定により確立済み
非常用発電機活用時の 庁内での電力配分		・非常用赤色コンセントのみで使用可能 ・照明は全体の50%が点灯可能 ・大会議室1～5、第4会議室、市長室、サーバ室以外の 全ての部屋

ウ 課 題

- a 電力復旧までの非常用電源の活用
- b 非常用電源用燃料の確保
- c 電力の有効利用
- d 電力設備の早期復旧
- e 停電時の業務継続体制の構築

エ 対 策

- a 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

- b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目標とする。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・非常用電源機器の統一化を検討する（燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。）。

- c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。
使用優先順位の設定	・非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話やファクシミリは、輻輳により数日間はずなぎりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		本庁舎
電話不通防止対策	交換機の有無	・あり
	交換機の利用不可の可能性	・発電回路コンセントの接続確認漏れ ・自家用発電機の使用不可
	転倒防止対策	・床、壁等に固定
	非常用電源	・確保済
	保守・点検	・定期点検の業者委託なし
	交換機故障時の通話可能性	・災害時優先電話による ・定期点検委託あり
	故障時の復旧方法	・個別に設備業者へ連絡し対応
優先災害時電話	回線数	・4回線
	設置場所	・主装置は1号館2階E P S ・電話機は主に各フロアに設置（19か所）
代その 替の 手他 段の	回線数	・なし
	設置場所	—
	保守・点検	—

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧
- b 複数の通信手段の確保

エ 対 策

- a 通信環境の早期復旧

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。

- b 複数の通信手段の確保

対 策	概 要
代替通信手段の確保	・ 衛星携帯電話等の確保を図る。

④ 防災行政無線

本施設には設置されていない。

⑤ 情報システム

ア 課 題

- a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

イ 対 策

- a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

対 策	概 要
パソコン等の転落防止対策の実施	・ 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を実施する。

⑥ 飲料水・食料・生活用品

ア 現 状

市職員用の備蓄品はない。

イ 課 題

- a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。
各職員による自宅からの持参の周知	・参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

- ・発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はなし

○上下水道

- ・発災後4日程度は外部からの給水はなし
- ・完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応
- ・下水道は、上水道に合わせて復旧

イ 現 状

区 分		本庁舎
停電・断水時	利用可能性	・一部利用可
	水の供給状況	・貯水槽から一部供給可
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・未検討
	下水排水の方式	・ポンプ式以外
	自然流下可能なトイレ (ポンプ式での下水排出の場合)	—
	早期点検体制	・未整備
	非水洗トイレ	・なし

区 分		本庁舎
代替トイレ	代替手段の確保	・ 未整備
	組立式簡易トイレ	・ なし
	携帯トイレ	・ なし
	マンホール型トイレの 設置可能所の確認	・ 未確認
	井戸 *トイレ用水として想定	・ なし

ウ 課 題

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保
- b 仮設トイレの衛生面の確保
- c 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・ 断水時でも使用できる組立式簡易トイレや携帯トイレ等を備蓄する。 ・ 備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・ 仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・ 仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・ レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

- b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・ 仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

- c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・ 優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・ 淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ 消耗品等

ア 現 状

区 分		本庁舎
コピー用紙	補充状況	・ 常時補充
	備蓄量と使用可能日数	・ 備蓄（保管）量 ： 100,000 枚 ・ 使用可能日数 ： 8 日 ・ 業者納品再開時期： 7 日
トナー	補充状況	・ 常時補充
	備蓄量と使用可能日数	・ 自動通信による常時補充のため少量の備蓄のみ
トイレットペーパー	補充状況	・ 常時補充
	備蓄量と使用可能日数	・ 備蓄（保管）量 ： 96 ロール ・ 使用可能日数 ： 10 日 ・ 業者納品再開時期： 7 日

イ 課 題

a 消耗品の確保

ウ 対 策

a 消耗品の確保

対 策	概 要
在庫の保有	・ 消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1 か月分程度の消耗品を確保する。
庁内での融通	・ 非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。
事前印刷の実施	・ 大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
被災しない保管場所の設定	・ 消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。
消耗品の供給に関する協定の締結	・ 発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。

⑨ エレベーター

設置台数：2台

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。

イ 現 状

区 分		本庁舎
被災・停電時の運用（利用可能性）		・非常用発電機の供給対象となっているが、安全点検完了まで利用できない。
停止時の対応	閉じ込め等発生時 （時間内地震発生の場合）	・E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	エレベーターの方式 （停電時）	・P波を感知した時点で、最寄り階に停止
	故障時の復旧方法	・E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	故障防止対策	・フルメンテナンス契約による保守点検を実施

ウ 課 題

- a 閉じ込め対策の実施
- b 早期復旧に向けた体制の確立

エ 対 策

- a 閉じ込め対策の実施

対 策	概 要
救出体制の確立	・エレベーターの停止時における来庁者や職員の救出訓練の習熟を図る。 ・現在委託業者が習熟している内容を市職員にも適宜周知し、安全かつ迅速な救出体制を確立する。

b 早期復旧に向けた体制の確立

対 策	概 要
保守事業者との連携の強化	・ 早期復旧に向けて保守事業者と震災時の対応について確認・協議を行い、エレベーターの早期復旧に向けた体制を整備する。
災害時における技術者派遣協定等の締結	・ 優先的な復旧を図るため、災害時における技術者の派遣に関する協定を締結する。

⑩ 空調機器

ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はない。

停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		本庁舎
被災・停電時の運用	利用可能性	・ 商用電源回復まで全面利用できない。
	依存する資源	・ 非常用発電機
停止時の対応	故障時の復旧方法	・ メンテナンス業者等の復旧要員へ個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・ なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・ 大会議室1～4、第4会議室、市長室、サーバ室以外の全ての部屋
	故障防止対策	・ メンテナンス業者による定期点検

ウ 課 題

a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界

（発電機回路の空調を増やすことができない。）

b 代替エネルギーによる設備の確保

エ 対 策

a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界

対 策	概 要
非常用発電機及び燃料備蓄量の増設	・ 機器の増設、長期化を想定した燃料の備蓄量増設等の対策を実施する。
電力消費量抑制の徹底	・ 省エネ化の徹底による消費電力の抑制等の対策を実施する。

b 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・ 商用電気以外の代替エネルギーによる設備を確保する。

⑪ 公用車

ア 現 状

区 分		本庁舎
公 用 車	管理台数	117 台（令和 7 年 3 月現在）
	使用状況の把握	・ 管理台帳等により常時把握
	災害時の把握	・ 管理台帳等により把握
	災害時の使用可能性	・ 駐車場の浸水等により使用困難な可能性がある。
燃 料	備蓄状況	・（協定により調達体制確立済み）
	備蓄量と使用可能日数	—

イ 課 題

- a 公用車の燃料の確保
- b 公用車の代替手段の活用

ウ 対 策

a 公用車の燃料の確保

対 策	概 要
公用車の燃料の備蓄	・ 消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や燃料の備蓄等により、公用車の燃料を確保する。
満タン給油の周知	・ 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
電気自動車等の導入	・ 公用車の切替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車を導入する。

b 公用車の代替手段の活用

対 策	概 要
原動機付自転車や自転車の活用	・ 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

(2) 防災あんしんセンター

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
ネット等 キャビ	転倒防止 対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）やOA機器の転倒防止対策は一部実施済み ・ 書架等の扉開放防止対策は未実施
ガラス等	落下・飛散 防止対策	・ ガラスの落下・飛散防災防止対策、天井等の落下防止対策は未実施
資救 機助 材用	確保状況	・ 救助用資機材は確保済み（バール、ジャッキ）

ウ 課 題

- a キャビネット等の転倒や書架の扉開放、ガラス等の落下・飛散等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

エ 対 策

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 庁舎内の全ての什器等の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策、ガラス等の落下・飛散防止対策を実施する。
救助用資機材の充実	・ 転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材をさらに充実する。

b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
非常用電源	所有数	・1機
	非常用電源の種類	・ラジエター式
	設置場所	・浸水の危険性なし ・揺れによる転倒の可能性なし
	起動方法	・自動起動
	起動方法把握手段	・マニュアル
	断水時の使用	・使用可能
	運転可能稼働時間	・72時間（備蓄燃料の使用を含めた時間）
	その他	・ラジエター冷却方式のため冷却水は不要
燃料	燃料の種類	・灯油
	非常用電源燃料の備蓄	・あり（3日分）
	燃料の調達体制	・協定により確立済み

ウ 課 題

- 電力復旧までの非常用電源の活用
- 非常用電源用燃料の確保
- 電力の有効利用
- 電力設備の早期復旧
- 停電時の業務継続体制の構築

エ 対 策

a 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目標とする。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・非常用電源機器の統一化を検討する。 (燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。)

c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。
使用優先順位の設定	・非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・ 停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話・ファクシミリは、輻輳により数日間はずなぎりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
電話不通防止対策	交換機の有無	・ あり
	交換機の利用不可の可能性	・ 不明
	転倒防止対策	・ あり
	非常用電源	・ 確保済
	保守・点検	・ 定期点検あり
	交換機故障時の通話可能性	・ 代替手段あり
	故障時の復旧方法	・ 個別に連絡し対応
災害時優先電話	回線数	・ 2 回線
	設置場所	・ 執務室
代替手段	衛星携帯電話	・ 7 回線（機種：イリジウム 9555）
	設置場所	・ 防災あんしんセンター（2 台） ・ 各事務所（4 台）、興隆寺（1 台）
	保守・点検	・ 定期点検あり
	インターネット	・ 電子メール

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧
- b 災害時優先電話等の確保及び有効活用

エ 対 策

a 通信環境の早期復旧

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。

b 災害時優先電話等の確保及び有効活用

対 策	概 要
災害時優先電話の確保	・ 災害時優先電話を確保する。
災害時優先電話の識別と有効活用の周知徹底	・ 災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。 ・ 原則として発信用として使用し、着信では使用しないよう周知徹底する。

④ 防災行政無線

ア 現 状

区分	防災あんしんセンター
整備状況	・ 地上系
利用不能の可能性	・ 不明
停電時の電源確保	・ 防災行政無線専用の非常用発電機あり（72 時間稼働） ・ 浸水の危険性なし ・ 揺れによる転倒の可能性なし
操作方法等の習得状況	・ 職員は訓練により習得済み
故障防止対策	・ 未実施
故障時の復旧方法	・ 業者などで対応

イ 課 題

a 電源の確保

b 防災行政無線の有効活用

ウ 対 策

a 電源の確保

対 策	概 要
中継局の非常用発電機用燃料の確保	・ 電源が失われることで重要な通信ができなくなる状態を避けるため、非常用発電機用燃料を確保する。 ・ 燃料の供給体制を構築する。

b 防災行政無線の有効活用

対 策	概 要
操作方法の周知	・ 防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作方法を周知する。 ・ 防災行政無線の使用が考えられる本部事務局や避難所運営の支援に携わる職員等を中心に使用できるようにする。

⑤ 情報システム

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電力供給はないと想定する。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
P C ・ サー バ 等	設置場所	・ 庁内
	施設条件等	・ 施設の耐震性あり ・ 浸水の危険性なし
	転落・転倒防止対策	・ あり
	利用不能の可能性	・ 不明
	非常用発電機の確保	・ サーバ用あり ・ 浸水の危険性なし ・ 揺れによる転倒の可能性なし ・ 自動起動 ・ 燃料調達体制は未確立
重 要 デ ー タ	バックアップの対象の確認	・ 未確認
	保管場所	・ 特定の保管場所はなし
	バックアップデータ復旧作業時間	・ 不明
	バックアップ状況	・ 不明

区 分		防災あんしんセンター
その他	故障時の対応	・ 未確定
	P C ・ O A機器等の 利用可能性	・ 非常用コンセントのみ可能

ウ 課 題

- a 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧
- b 機器が大規模に使用できなくなった時の対応体制

エ 対 策

- a 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧

対 策	概 要
保守事業者との協定の締結	・ 重要システムに対し保守事業者と協定を締結し、災害時には優先的な復旧を要請する。
庁内ネットワーク被災状況の早期確認・把握する体制の確立	・ 庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧を図る体制を構築する。
システムのクラウド化の推進	・ 重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化を推進する。

- b 機器が大規模に使用できなくなった時の対応体制

対 策	概 要
機器使用に関する手順書の書面化	・ 浸水被害等により使用できなくなった場合に備えて、機器使用に関する手順のマニュアル化を図る。
重要システム及び重要データが使用できない場合の業務継続方法の確立	・ 被災により行政ネットワーク等の重要システムや重要データが使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において個人情報等を除く重要なデータのバックアップを定期的実施する等の体制を構築する。

⑥ 飲料水・食料・生活用品

ア 現 状

区 分		防災あんしんセンター
備蓄状況	飲料水	・ 職員用の備蓄はなし
	食 料	・ 職員用の備蓄はなし
	生活用品	・ 職員用の備蓄はなし

区 分		防災あんしんセンター
備蓄物資の管理	備蓄場所	・耐震性あり、浸水等の危険性なし
	備蓄量の確認	・定期的に確認
	使用期限の確認	・定期的に確認
	協定による調達	・あり
	職員が持参する認識	・一部あり

イ 課 題

- a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

- a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。
各職員による自宅からの持参の周知	・参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

- ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

- ・発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

○上下水道

- ・発災後4日程度は、外部からの給水はなし。
- ・完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応
- ・下水道は、上水道に合わせて復旧

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
停電・断水時	利用可能性	・全面利用不可
	水の供給状況	・全面供給不可
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・未検討
	下水排水の方式	・不明
	自然流下可能なトイレ (ポンプ式での下水排出の場合)	—
	早期点検体制	・未整備
	非水洗トイレ	・あり
代替トイレ	代替手段の確保	・備蓄及び調達（協定等）
	組立式簡易トイレ	・あり（129基）
	携帯トイレ	・なし
	マンホール型トイレの 設置可能所の確認	・あり
	井戸 ＊トイレ用水として想定	・なし

ウ 課 題

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保
- b 仮設トイレの衛生面の確保
- c 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・断水時でも使用できる組立式簡易トイレ等を備蓄する。 ・備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ 消耗品（用紙等）

ア 現 状

区 分		防災あんしんセンター
コピー用紙	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明
トナー	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明
ペーパー トイレ パット	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明

イ 課 題

a 消耗品の確保

ウ 対 策

a 消耗品の確保

対 策	概 要
在庫の保有	・消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1か月分程度の消耗品を確保する。
庁内での融通	・非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。

対 策	概 要
事前印刷の実施	・大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
被災しない保管場所の設定	・消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。
消耗品の供給に関する協定の締結	・発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。

⑨ エレベーター

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
被災・停電時の運用（利用可能性）		・非常用発電機の供給対象となっているが、安全点検完了まで利用できない。
停止時の対応	閉じこめ等発生時 （時間内地震発生の場合）	・E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	エレベーターの方式 （停電時）	・P波を感知した時点で、最寄り階に停止
	故障時の復旧方法	・E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	故障防止対策	・フルメンテナンス契約により保守点検を実施

ウ 課 題

- a 閉じ込め対策の実施
- b 早期復旧に向けた体制の確立

エ 対 策

- a 閉じ込め対策の実施

対 策	概 要
救出体制の確立	・エレベーターの停止時における来庁者や職員の救出訓練の習熟を図る。 ・現在委託業者が習熟している内容を市職員にも適宜周知し、安全かつ迅速な救出体制を確立する。

b 早期復旧に向けた体制の確立

対 策	概 要
保守事業者との連携の強化	・ 早期復旧に向けて保守事業者と震災時の対応について確認・協議を行い、エレベーターの早期復旧に向けた体制を整備する。
災害時における技術者派遣協定等の締結	・ 優先的な復旧を図るため、災害時における技術者の派遣に関する協定を締結する。

⑩ 空調機器

ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はない。

停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		防災あんしんセンター
被災・停電時の運用	利用可能性	・ 商用電源回復まで全面利用できない。
	依存する資源	・ 非常用発電機
停止時の対応	故障時の復旧方法	・ メンテナンス業者等の復旧要員へ個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・ なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・ コンピューター室等
	故障防止対策	・ メンテナンス業者等による対応

ウ 課 題

a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界（発電機回路の空調を増やすことができない。）

b 代替エネルギーによる設備の確保

エ 対 策

a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界

対 策	概 要
非常用発電機及び燃料備蓄量の増設	・ 機器の増設、長期化を想定した燃料の備蓄量増設等の対策を実施する。
電力消費量抑制の徹底	・ 省エネ化の徹底による消費電力の抑制等の対策を実施する。

b 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・ 商用電気以外の代替エネルギーによる設備を確保する。

⑪ 公用車

ア 現 状

区 分		防災あんしんセンター
公 用 車	管理台数	・ 6 台（令和 7 年 3 月現在）
	使用状況の把握	・ 管理台帳等により常時把握
	災害時の把握	・ 管理台帳等により把握
	災害時の使用可能性	・ 駐車場の浸水等により使用困難な可能性がある。
燃 料	備蓄状況	・（協定により調達体制確立済み）
	備蓄量と使用可能日数	—

イ 課 題

- a 公用車の燃料の確保
- b 公用車の代替手段の活用

ウ 対 策

a 公用車の燃料の確保

対 策	概 要
公用車の燃料の備蓄	・ 消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や燃料の備蓄等により、公用車の燃料を確保する。
満タン給油の周知	・ 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
電気自動車等の導入	・ 公用車の切替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車を導入する。

b 公用車の代替手段の活用

対 策	概 要
原動機付自転車や自転車の活用	・ 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

(3) 東浦事務所

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		東浦事務所
ネット等 キャビ	転倒防止 対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）やOA機器の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策は未実施
ガラス等	落下・飛散 防止対策	・ 天井やガラス等の落下防止対策は未実施
資救 機助 材用	確保状況	・ 救助用資機材は未確保

ウ 課 題

- a キャビネット等の転倒や書架の扉開放、ガラス等の落下・飛散等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

エ 対 策

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 庁舎内の全ての什器等の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策、ガラス等の落下・飛散防止対策を実施する。
救助用資機材の確保	・ 転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材を整備する。

b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		東浦事務所
非常用電源	所有数	・1機
	非常用電源の種類	・ラジエター式
	設置場所	・浸水（津波、高潮、洪水、内水）の危険性なし ・揺れによる転倒の可能性なし
	起動方法	・自動起動
	起動方法把握手段	・マニュアル
	断水時の使用	・使用可能
	運転可能稼働時間	・30時間
	その他	・ラジエター冷却方式のためクーラント液の補充が必要 ・設備工事業者の確保は個別連絡で対応
燃料	燃料の種類	・軽油
	非常用電源燃料の備蓄	・なし
	燃料の調達体制	・協定により確立済み
非常用発電機活用時の庁内での電力配分		・警察無線への電力供給 ・水道設備監視装置への電力供給 ・執務室全点灯 ・トイレ電源供給 ・特定のコンセントのみ使用可能

ウ 課 題

- a 電力復旧までの非常用電源の活用
- b 非常用電源用燃料の確保
- c 電力の有効利用
- d 電力設備の早期復旧
- e 停電時の業務継続体制の構築

エ 対 策

- a 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

- b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目標とする。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・非常用電源機器の統一化を検討する。 (燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。)

- c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントについては、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話・ファクシミリは、輻輳により数日間はずなかりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		東浦事務所
電話不通防止対策	交換機の有無	・あり
	交換機の利用不可の可能性	・自家用発電機の使用不可
	転倒防止対策	・床、壁等に固定
	非常用電源	・確保済
	保守・点検	・定期点検なし
	交換機故障時の通話可能性	・代替手段なし ・故障防止対策なし
	故障時の復旧方法	・個別に設備業者へ連絡し対応
優先災害時電話	回線数	・4回線（停電対応電話）
	設置場所	・東浦事務所の執務室
代替手段の	回線数	・なし
	設置場所	—
	保守・点検	・定期点検なし

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧
- b 複数の通信手段の確保

エ 対 策

- a 通信環境の早期復旧

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。

- b 複数の通信手段の確保

対 策	概 要
代替通信手段の確保	・ 衛星携帯電話等の確保を図る。

④ 防災行政無線

ア 現 状

区分	東浦事務所
整備状況	・ 地上系
利用不能の可能性	・ 不明
停電時の電源確保	・ 未確認
操作方法等の習得状況	・ マニュアルや訓練により習得
故障防止対策	・ 未実施
故障時の復旧方法	・ 業者などで対応

イ 課 題

- a 電源の確保
- b 防災行政無線の有効活用

ウ 対 策

- a 電源の確保

対 策	概 要
非常用発電機用燃料の確保	・ 電源が失われることで重要な通信ができなくなる状態を避けるため、非常用発電機用燃料を確保する。 ・ 燃料の供給体制を構築する。

b 防災行政無線の有効活用

対 策	概 要
操作方法の周知	・ 防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作方法を周知する。 ・ 防災行政無線の使用が考えられる本部との連絡員や避難所運営の支援に携わる職員等を中心に使用できるようにする。

⑤ 情報システム

ア 課 題

a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

イ 対 策

a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

対 策	概 要
パソコン等の転落防止対策の実施	・ 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を実施する。

⑥ 飲料水・食料・生活用品

ア 現 状

市職員用の備蓄品はない。

イ 課 題

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・ 各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。
各職員による自宅からの持参の周知	・ 参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・ 職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・ 発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。

対 策	概 要
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

・発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし

○上下水道

- ・発災後4日程度は、外部からの給水はなし。
- ・完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応
- ・下水道は、上水道に合わせて復旧

イ 現 状

区 分		東浦事務所
停電・断水時	利用可能性	・自家発電装置により一部利用可
	水の供給状況	・直圧方式のため供給の可能性あり
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・直圧方式のため貯水槽なし
	下水排水の方式	・ポンプ式以外
	自然流下可能なトイレ (ポンプ式での下水排出の場合)	—
	早期点検体制	・職員による点検
	非水洗トイレ	・なし
代替トイレ	代替手段の確保	・未整備
	組立式簡易トイレ	・なし
	携帯トイレ	・なし
	マンホール型トイレの 設置可能所の確認	・未確認
	井戸 *トイレ用水として想定	・なし

ウ 課 題

- 断水時でも使用可能なトイレの確保
- 仮設トイレの衛生面の確保
- 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・断水時でも使用できる組立式簡易トイレや携帯トイレ等を備蓄する。 ・備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ 消耗品（用紙等）

ア 現 状

区 分		東浦事務所
用紙 コピー	補充状況	・都度補充
	備蓄量と使用可能日数	・少量のみ
トナー	補充状況	・都度補充
	備蓄量と使用可能日数	・少量のみ
ペーパー トレット	補充状況	・都度補充
	備蓄量と使用可能日数	・少量のみ

イ 課 題

a 消耗品の確保

ウ 対 策

a 消耗品の確保

対 策	概 要
在庫の保有	・消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1か月分程度の消耗品を確保する。
庁内での融通	・非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。
事前印刷の実施	・大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
被災しない保管場所の設定	・消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。
消耗品の供給に関する協定の締結	・発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。

⑨ エレベーター

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。

イ 現 状

区 分		東浦事務所
被災・停電時の運用（利用可能性）		・商用電源回復まで全面利用できない
停止時の対応	閉じこめ等発生時 （時間内地震発生の場合）	・EVメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	エレベーターの方式 （停電時）	・P波を感知した時点で、最寄り階に停止
	故障時の復旧方法	・EVメンテナンス業者へ自動通信 ・個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	故障防止対策	・3か月ごとによる保守点検を実施

ウ 課 題

- a 閉じ込め対策の実施
- b 早期復旧に向けた体制の確立

エ 対 策

- a 閉じ込め対策の実施

対 策	概 要
救出体制の確立	・エレベーターの停止時における来庁者や職員の救出訓練の習熟を図る。 ・現在委託業者が習熟している内容を市職員にも適宜周知し、安全かつ迅速な救出体制を確立する。

- b 早期復旧に向けた体制の確立

対 策	概 要
保守事業者との連携の強化	・早期復旧に向けて保守事業者と震災時の対応について確認・協議を行い、エレベーターの早期復旧に向けた体制を整備する。
災害時における技術者派遣協定等の締結	・優先的な復旧を図るため、災害時における技術者の派遣に関する協定を締結する。

⑩ 空調機器

- ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はない。

停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		東浦事務所
被災・停電時の運用	利用可能性	・商用電源回復まで全面利用できない。
	依存する資源	・非常用発電機
停止時の対応	故障時の復旧方法	・メンテナンス業者等の復旧要員へ個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・執務室
	故障防止対策	・メンテナンス業者による定期点検

ウ 課 題

- a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界（発電機回路の空調を増やすことができない。）
- b 代替エネルギーによる設備の確保

エ 対 策

- a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界

対 策	概 要
非常用発電機及び燃料備蓄量の増設	・機器の増設、長期化を想定した燃料の備蓄量増設等の対策を実施する。
電力消費量抑制の徹底	・省エネ化の徹底による消費電力の抑制等の対策を実施する。

- b 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・商用電気以外の代替エネルギーによる設備を確保する。

⑪ 公用車

ア 現 状

区 分		東浦事務所
公 用 車	管理台数	・ 4 台（令和 7 年 3 月現在）
	使用状況の把握	・ 管理台帳等により常時把握
	災害時の把握	・ 管理台帳等により把握
	災害時の使用可能性	・ 状況によっては使用困難な可能性がある。
燃 料	備蓄状況	・（協定により調達体制確立済み）
	備蓄量と使用可能日数	—

イ 課 題

- a 公用車の燃料の確保
- b 公用車の代替手段の活用

ウ 対 策

a 公用車の燃料の確保

対 策	概 要
公用車の燃料の備蓄	・ 消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や燃料の備蓄等により、公用車の燃料を確保する。
満タン給油の周知	・ 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
電気自動車等の導入	・ 公用車の切替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車を導入する。

b 公用車の代替手段の活用

対 策	概 要
原動機付自転車や自転車の活用	・ 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

(4) 北淡事務所

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		北淡事務所
ネット等 キャビ	転倒防止対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）や書架等の扉開放防止対策は未実施 ・ O A機器の転倒防止対策は一部実施済み
ガラス等	落下・飛散防止対策	・ 天井やガラス等の落下防止対策は未実施
資救機助材用	確保状況	・ 救助用資機材は確保済み（バール、担架）

ウ 課 題

- a キャビネット等の転倒や書架の扉開放、ガラス等の落下・飛散等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

エ 対 策

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 庁舎内の全ての什器等の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策、ガラス等の落下・飛散防止対策を検討し、実施する。

- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・ キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し、実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		北淡事務所
非常用電源	所有数	・1機
	非常用電源の種類	・ラジエター式
	設置場所	・浸水（津波、高潮、洪水、内水）の危険性なし ・揺れによる転倒の可能性なし
	起動方法	・自動起動
	起動方法把握手段	・マニュアル
	断水時の使用	・使用可能
	運転可能稼働時間	・72時間
	その他	・ラジエター冷却方式のためクーラント液の補充が必要 ・設備工事業者の確保は個別連絡で対応
燃料	燃料の種類	・A重油
	非常用電源燃料の備蓄	・なし
	燃料の調達体制	・協定により確立済み
非常用発電機活用時の庁内での電力配分		・全点灯：非常時優先業務及び応急業務に必要な部屋 ・1/2点灯：2階の避難所として利用する会議室、通路等 ・コンセント：非常時優先業務用として執務室内一部使用可能（赤色コンセント） ・その他非常時に必要な個所に1～2か所程度あり

ウ 課 題

- 電力復旧までの非常用電源の活用
- 非常用電源用燃料の確保
- 電力の有効利用
- 電力設備の早期復旧
- 停電時の業務継続体制の構築

エ 対 策

a 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・設置予定の非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・非常用発電機の燃料がA重油であるため、ガソリンスタンドに常備されていない。商用電源の復帰が遅れる場合は燃料の補給が必要となる。 ・非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目標とする。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・非常用電源機器の統一化を検討する。 (燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。)

c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を検討し、実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントについては、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・ 停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を検討し実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話・ファクシミリは、輻輳により数日間はつながりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		北淡事務所
電話不通防止対策	交換機の有無	・ あり
	交換機の利用不可の可能性	・ 発電回路コンセントの接続確認漏れ ・ 自家用発電機の使用不可
	転倒防止対策	・ 床、壁等に固定
	非常用電源	・ 確保済
	保守・点検	・ 定期点検なし
	交換機故障時の通話可能性	・ 代替手段なし ・ 故障防止対策なし
	故障時の復旧方法	・ 個別に連絡し対応
優先災害時電話	回線数	・ 2 回線
	設置場所	・ 北淡事務所の執務室
代その 替の 手段 の	回線数	・ 衛星携帯電話 1 回線（イリジウム 9555） ・ アナログ 9 回線（NEC：DT8000）
	設置場所	・ 北淡事務所の執務室
	保守・点検	・ 定期点検なし

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧
- b 複数の通信手段の確保

エ 対策

a 通信環境の早期復旧

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を検討し実施する。

b 複数の通信手段の確保

対 策	概 要
代替通信手段の確保	・ 衛星携帯電話等の確保を図る。

④ 防災行政無線

ア 現 状

区分	北淡事務所
整備状況	・ 地上系
利用不能の可能性	・ 点検不備による故障、災害による設備の被災など
停電時の電源確保	・ 防災行政無線専用の非常用発電機なし ・ 浸水の危険性なし ・ 揺れによる転倒の可能性なし
操作方法等の習得状況	・ 習得が不十分 ・ 習得手段はマニュアルによる。
故障防止対策	・ なし
故障時の復旧方法	・ メンテナンス業者などで対応

イ 課 題

- a 電源の確保
- b 防災行政無線の有効活用

ウ 対 策

a 電源の確保

対 策	概 要
中継局の非常用発電機用燃料の確保	・ 電源が失われることで重要な通信ができなくなる状態を避けるため、非常用発電機用燃料を確保する。 ・ 燃料の供給体制を構築する。

b 防災行政無線の有効活用

対 策	概 要
操作方法の周知	・ 防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作方法を周知する。 ・ 防災行政無線の使用が考えられる本部事務局や避難所運営の支援に携わる職員等を中心に使用できるようにする。

⑤ 情報システム

ア 現 状

サーバ等の設置はなく、パソコン・OA機器等の利用については、非常用コンセントのみの使用が可能である。

イ 課 題

a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

ウ 対 策

a 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

対 策	概 要
パソコン等の転落防止対策の実施	・ 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を検討し、実施する。

⑥ 飲料水・食料・生活用品（職員用）

ア 現 状

市職員用の備蓄品はない。

イ 課 題

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・ 各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。
各職員による自宅からの持参の周知	・ 参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・ 職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。

対 策	概 要
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

- ・発災後 6 時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はなし

○上下水道

- ・発災後 4 日程度は外部からの給水はなし
- ・完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応
- ・下水道は、上水道に合わせて復旧

イ 現 状

区 分		北淡事務所
停電・断水時	利用可能性	・一部利用可
	水の供給状況	・貯水槽から一部供給可
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・未検討
	下水排水の方式	・ポンプ式以外
	自然流下可能なトイレ (ポンプ式での下水排出の場合)	—
	早期点検体制	・未整備
代替トイレ	非水洗トイレ	・なし
	代替手段の確保	・備蓄あり
	組立式簡易トイレ	・職員用として限定しない備蓄として 78 基
	携帯トイレ	・なし
	マンホール型トイレの 設置可能所の確認	・あり
	井戸 *トイレ用水として想定	・なし

ウ 課 題

- 断水時でも使用可能なトイレの確保
- 仮設トイレの衛生面の確保
- 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・マンホール型トイレを2基整備する予定 ・断水時でも使用できる組立式簡易トイレや携帯トイレ等を備蓄する。 ・備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ 消耗品（用紙等）

ア 現 状

区 分		北淡事務所
用紙 コピー	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明
トナー	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明
ペーパー トイレ	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・不明

イ 課 題

a 消耗品の確保

ウ 対 策

a 消耗品の確保

対 策	概 要
在庫の保有	・ 消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1か月分程度の消耗品を確保する。
庁内での融通	・ 非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。
事前印刷の実施	・ 大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
被災しない保管場所の設定	・ 消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。
消耗品の供給に関する協定の締結	・ 発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。

⑨ エレベーター

設置台数：1台

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。

イ 現 状

区 分		北淡事務所
被災・停電時の運用（利用可能性）		・ 非常用発電機の供給対象となっているが安全点検完了まで利用不可できない。
停止時の対応	閉じこめ等発生時 （時間内地震発生の場合）	・ E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・ 個別に連絡し対応
	エレベーターの方式 （停電時）	・ P波を感知した時点で、最寄り階に停止
	故障時の復旧方法	・ E Vメンテナンス業者へ自動通信 ・ 個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・ なし
	故障防止対策	・ メンテナンス契約による保守点検を実施する予定

ウ 課 題

- a 閉じ込め対策の実施
- b 早期復旧に向けた体制の確立

エ 対 策

- a 閉じ込め対策の実施

対 策	概 要
救出体制の確立	・エレベーターの停止時における来庁者や職員の救出訓練の習熟を図る。 ・現在委託業者が習熟している内容を市職員にも適宜周知し、安全かつ迅速な救出体制を確立する。

- b 早期復旧に向けた体制の確立

対 策	概 要
保守事業者との連携の強化	・早期復旧に向けて保守事業者と震災時の対応について確認・協議を行い、エレベーターの早期復旧に向けた体制を整備する。
災害時における技術者派遣協定等の締結	・優先的な復旧を図るため、災害時における技術者の派遣に関する協定を締結する。

⑩ 空調機器

- ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はない。

停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		北淡事務所
被災・停電時の運用	利用可能性	・EHP：サーバ室 ・GHP：2階会議室のみ利用可
	依存する資源	・非常用発電機、LPG
停止時の対応	故障時の復旧方法	・メンテナンス業者等の復旧要員へ個別に連絡し対応
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・執務室
	故障防止対策	・メンテナンス業者による定期点検

ウ 課 題

- a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界（発電機回路の空調を増やすことができない。）
- b 代替エネルギーによる設備の確保（太陽光発電設備の整備はない。）

エ 対 策

- a 非常用発電機の作動時における供給電力量の限界

対 策	概 要
非常用発電機及び燃料備蓄量の増設	・機器の増設、長期化を想定した燃料の備蓄量増設等の対策を実施する。
電力消費量抑制の徹底	・省エネ化の徹底による消費電力の抑制等の対策を実施する。

- b 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・商用電気以外の代替エネルギーによる設備を確保する。 ・新庁舎では、代替エネルギーとしてプロパンガスによる空調設備を設ける予定である。

⑪ 公用車

ア 現 状

区 分		北淡事務所
公 用 車	管理台数	・ 4 台（令和 7 年 3 月現在）
	使用状況の把握	・ 管理台帳等により常時把握
	災害時の把握	・ 管理台帳等により把握
	災害時の使用可能性	・ 状況によっては使用困難な可能性がある。
燃 料	備蓄状況	・（協定により調達体制確立済み）
	備蓄量と使用可能日数	—

イ 課 題

- a 公用車の燃料の確保
- b 公用車の代替手段の活用

ウ 対 策

a 公用車の燃料の確保

対 策	概 要
公用車の燃料の備蓄	・ 消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や燃料の備蓄等により、公用車の燃料を確保する。
満タン給油の周知	・ 公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。
電気自動車等の導入	・ 公用車の切替え時には、電気自動車やハイブリッド車など、燃費の良い自動車を導入する。

b 公用車の代替手段の活用

対 策	概 要
原動機付自転車や自転車の活用	・ 公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

(5) 国際会議場

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		国際会議場
ネット等 キャビ	転倒防止 対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）やOA機器、書架等は設置していない。
ガラス等	落下・飛散 防止対策	・ 不明
資救 機助 材用	確保状況	・ 未設置

ウ 課 題

- a ガラスや天井等の落下・飛散等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室としての安全確保

エ 対 策

- a ガラスや天井等の落下・飛散等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 施設内のガラスや天井等の落下・飛散防止対策を実施する。
救助用資機材の確保	・ 施設職員等の救助等に使用する資機材を確保する。

- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・ ガラスの飛散や天井の落下等が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		国際会議場
非常用電源	所有数	・ 1 機
	非常用電源の種類	・ 空冷式
	設置場所	・ 浸水（津波、高潮、洪水、内水）の危険性がある。 ・ 揺れによる転倒の可能性はない。
	起動方法	・ 自動起動
	起動方法把握手段	・ マニュアル
	断水時の使用	・ 使用可能
	運転可能稼働時間	・ 72 時間
	その他	・ ラジエーター冷却方式のため冷却水は不要
燃料	燃料の種類	・ 灯油
	非常用電源燃料の備蓄	・ あり （備蓄量：一部機器への電力供給として約7時間）
	燃料の調達体制	・ 不明

ウ 課 題

- 電力復旧までの非常用電源の活用
- 非常用電源用燃料の確保
- 電力の有効利用
- 電力設備の早期復旧
- 停電時の業務継続体制の構築

エ 対 策

- 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・ 設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・ 非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目指す。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・ 備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・ 備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・ 非常用電源機器の統一化を検討する。 (燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。)

c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・ 電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・ 消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・ 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。
使用優先順位の設定	・ 非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・ 優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・ 電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・ 停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話・ファクシミリは、輻輳により数日間はずなぐりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		国際会議場
電話 不通 防止 対策	交換機の有無	・あり
	交換機の利用不可の可能性	・地震による物理的な通信回線の断絶による外部通信不通
	転倒防止対策	・専用の架台を使用し、アンカーを用いて固定
	非常用電源	・確保済み
	保守・点検	・定期点検あり
	交換機故障時の通話可能性	・代替手段なし
	故障防止対策の実施状況	・週3日配置されている技術者による日常点検 ・その他定期点検の実施
	故障時の復旧方法	・週3日配置されている技術者による初期対応の実施、その後状況に応じて専門業者を手配
優先 災害 時 電話	回線数	・なし
	設置場所	—
代 替 の 手 段	電 話	・なし
	インターネット	・施設利用者向けのインターネット回線（有線、Wi-Fi）あり
	アマチュア無線	・登録なし
	保守・点検	・不明

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧
- b 災害時優先電話等の確保及び有効活用
- c 複数の通信手段の確保

エ 対 策

a 通信環境の早期復旧

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・ 通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・ 必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・ 施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。

b 災害時優先電話等の確保及び有効活用

対 策	概 要
災害時優先電話の確保	・ 災害時優先電話を確保する。
災害時優先電話の識別と有効活用の周知徹底	・ 災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。 ・ 原則として発信用として使用し、着信では使用しないよう周知徹底する。

c 複数の通信手段の確保

対 策	概 要
代替通信手段の確保	・ 衛星携帯電話等の確保を図る。

④ 防災行政無線

本施設には設置されていない。

⑤ 情報システム

本施設には設置されていない。

⑥ 飲料水・食料・生活用品（職員用）

ア 現 状

市職員用の備蓄品はない。

イ 課 題

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。
各職員による自宅からの持参の周知	・参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。
被災しない保管場所の設定	・職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

- ・発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

○上下水道

- ・発災後4日程度は、外部からの給水はなし。
- ・完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応
- ・下水道は、上水道に合わせて復旧

イ 現 状

区 分		国際会議場
停電・断水時	利用可能性	・一部利用可
	水の供給状況	・貯水槽から一部供給可
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・不明
	下水排水の方式	・ポンプ式
	自然流下可能なトイレ (ポンプ式での下水排出の場合)	・あり
	早期点検体制	・不明
	非水洗トイレ	・なし

区 分		国際会議場
代替トイレ	代替手段の確保	・ 不明
	組立式簡易トイレ	・ なし
	携帯トイレ	・ なし
	マンホール型トイレの設置可能所の確認	・ 未確認
	井戸 * トイレ用水として想定	・ なし

ウ 課 題

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保
- b 仮設トイレの衛生面の確保
- c 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・ 断水時でも使用できる組立式簡易トイレや携帯トイレ等を備蓄する。 ・ 備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・ 仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・ 仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・ レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

- b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・ 仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

- c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・ 優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・ 淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ エレベーター

設置台数：4台

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はなし。

エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。

イ 現 状

区 分		国際会議場
被災・停電時の運用（利用可能性）		・一部は非常用電源で利用が可能
停止時の対応	閉じこめ等発生時 （時間内地震発生の場合）	・不明
	エレベーターの方式 （停電時）	・最寄り階に停止
	故障時の復旧方法	・常駐設備要員による初期対応、その後の状況により専門業者を手配
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	故障防止対策	・なし

ウ 課 題

- a 閉じ込め対策の実施
- b 早期復旧に向けた体制の確立

エ 対 策

- a 閉じ込め対策の実施

対 策	概 要
救出体制の確立	・エレベーターの停止時における来庁者や職員の救出訓練の習熟を図る。 ・現在委託業者が習熟している内容を市職員にも適宜周知し、安全かつ迅速な救出体制を確立する。

- b 早期復旧に向けた体制の確立

対 策	概 要
保守事業者との連携の強化	・早期復旧に向けて保守事業者と震災時の対応について確認・協議を行い、エレベーターの早期復旧に向けた体制を整備する。
災害時における技術者派遣協定等の締結	・優先的な復旧を図るため、災害時における技術者の派遣に関する協定を締結する。

⑨ 空調機器

ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はない。

停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		国際会議場
被災・停電時の運用	利用可能性	・商用電源回復まで全面利用できない。
	依存する資源	・なし
停止時の対応	故障時の復旧方法	・常駐設備要員による初期対応、その後の状況により専門業者を手配
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・対策本部設置予定場所のレセプションホールBは、構造上自然換気が十分に期待できない可能性がある。
	故障防止対策	・常駐する施設管理要員による日常点検 ・定期的に保守点検を実施

ウ 課 題

a 代替エネルギーによる設備の確保

エ 対 策

a 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・商用電源以外の代替エネルギーによる設備を確保する。

⑩ 公用車

本施設には、本市の公用車は設置されていない。

(6) 情報センター

① 執務室（執務環境）

ア 執務空間の被害想定

予測震度は、本庁舎では六甲・淡路島断層帯（淡路島西岸）地震、南海トラフ巨大地震で震度6強と想定される。

執務室内は、固定していないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散等により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。

イ 現 状

区 分		情報センター
ネット等 キャビ	転倒防止対策	・ 什器（キャビネット、書架、机等）やOA機器の転倒防止対策は一部実施済み ・ 書架等の扉開放防止対策は未実施
ガラス等	落下・飛散防止対策	・ 天井等の落下防止対策は未実施 ・ ガラスの落下・飛散防災防止対策は実施済み
資救機助材用	確保状況	・ 救助用資機材は未確保

ウ 課 題

- a キャビネット等の転倒や書架の扉開放、ガラス等の落下・飛散等による被害の予防
- b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

エ 対 策

- a 什器の転倒や天井の落下等による被害の予防

対 策	概 要
安全対策の実施	・ 庁舎内（1号館、2号館）の全ての什器等の転倒防止対策、書架等の扉開放防止対策、ガラス等の落下・飛散防止対策を実施する。
救助用資機材の確保	・ 転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材をさらに確保する。

b 非常時優先業務を実施するための執務室の安全確保

対 策	概 要
安全確保のための配置の実施	・キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を検討し実施する。

② 電力

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はないと想定する。

※阪神・淡路大震災において、約12時間後に停電戸数の約80%が復旧した。

東日本大震災においては、約72時間を要している。

イ 現 状

区 分		情報センター
非常用電源	所有数	・1機
	非常用電源の種類	・ラジエター式
	設置場所	・浸水（津波、高潮、洪水、内水）の危険性なし ・揺れによる転倒の可能性はなし
	起動方法	・自動起動
	起動方法把握手段	・マニュアル
	断水時の使用	・使用可能
	運転可能稼働時間	・8時間
燃料	燃料の種類	・A重油
	非常用電源燃料の備蓄	・なし
	燃料の調達体制	・協定により確立済み
非常用発電機活用時の庁内での電力配分		・サーバ 100% ・サーバルームエアコン 100% ・サーバルーム照明 50% ・事務室 100% ・事務室照明 50%

ウ 課 題

- 電力復旧までの非常用電源の活用
- 非常用電源用燃料の確保
- 電力の有効利用

- d 電力設備の早期復旧
- e 停電時の業務継続体制の構築

エ 対策

a 電力復旧までの非常用電源の活用

対 策	概 要
非常用電源の起動方法の周知	・設置された非常用電源は自動起動となっているが、手動による稼働方法について、マニュアルのほか、訓練等においても確認を行うなど、職員への周知を図る。

b 非常用電源用燃料の確保

対 策	概 要
非常用電源用燃料の備蓄	・非常用発電機の燃料がA重油であるため、ガソリンスタンドに常備されていない。また、連続運転可能時間が8.7時間であるため、商用電源の復帰が遅れる場合は燃料の補給が必要となる。 ・非常用電源用燃料の備蓄については、電力の復旧が長期化することを想定して、1週間分程度確保することを目標とする。
非常用電源用燃料の供給に関する協定の締結	・備蓄量だけで不足する場合を想定し、燃料の供給に関する協定を締結する。
非常用電源用燃料の融通等	・備蓄している燃料を施設間で融通できる体制を構築する。 ・非常用電源機器の統一化を検討する。 (燃料も統一化を図ることができ、融通しやすくなる。)

c 電力の有効利用

対 策	概 要
電力消費量抑制の徹底	・電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底する。 ・消費電力の少ないLEDランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。
非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別	・非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

対 策	概 要
使用優先順位の設定	・非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。

d 電力設備の早期復旧

対 策	概 要
電力設備の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・電力事業者に対して、電力設備の優先的な復旧を要請する。

e 停電時の業務継続体制の構築

対 策	概 要
停電時の業務継続方法の確立	・停電により、パソコンやシステム等が使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

③ 通信（電話、インターネット等）

ア 通信（電話）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

一般の電話やファクシミリは、輻輳により数日間はずなかりにくい状況が継続する。

イ 現 状

区 分		情報センター
電話不通防止対策	交換機の有無	・あり
	交換機の利用不可の可能性	・電話機の設置場所での停電 ・ネットワークの断線
	転倒防止対策	・あり（ラックをアンカー固定）
	非常用電源	・確保済
	保守・点検	・定期点検あり
	交換機故障時の通話可能性	・代替手段あり
	故障防止対策の実施状況	・保守事業者による定期点検の実施
	故障時の復旧方法	・保守事業者の拠点が大阪であるため対応に時間を要する。

区 分		情報センター
優先災害時 電話	回線数	・なし
	設置場所	—
その他の代替手段	回線数	・23 回線 ・オプテージ I P フォン
	設置場所	—
	インターネット	・あり（電子メール） ・電子メールに関する機器はサーバールーム内、利用する端末は事務室内に設置
	保守・点検	・定期点検あり

ウ 課 題

- a 通信環境の早期復旧（保守可能な事業者が島内にない。）
- b 複数の通信手段の確保

エ 対 策

- a 通信環境の早期復旧（保守可能な事業者が島内にない。）

対 策	概 要
通信環境の優先的な復旧等の要請	・通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。
特設公衆電話設置の要請	・必要に応じて、通信事業者に対して、特設公衆電話の設置等を要請する。
不通防止対策の実施	・施設内に設置している交換機の故障、電源の喪失等により、電話が不通にならないよう対策を実施する。

- b 複数の通信手段の確保

対 策	概 要
代替通信手段の確保	・衛星携帯電話等の確保を図る。

④ 防災行政無線

本施設には設置されていない。

⑤ 情報システム

ア 電力の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

電力は、発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電力供給はないと想定する。

イ 現 状

区 分		情報センター
P C ・ サ ー バ 等	設置場所	・ 庁内
	施設条件等	・ 施設の耐震性あり ・ 浸水の危険性なし
	転落・転倒防止対策	・ あり（ラックのアンカー固定）
	利用不能の可能性	・ 非常用発電機に被害があった場合には、電源が確保できない。
	非常用発電機の確保	・ サーバ用、冷却装置用がある。 ・ 浸水の危険性なし ・ 揺れによる転倒の可能性なし ・ 自動起動 ・ 冷却水確保の体制は未確立 ・ 燃料調達体制は未確立 ・ 継続可能運転時間は8.7時間
重 要 デ ー タ	バックアップの対象の確認	・ 確認済
	保管場所	・ 庁内（サーバ設置場所と同棟） ・ 庁外（遠隔地）
	バックアップデータ 復旧作業時間	・ システムにより異なる。 ・ バックアップの復元先は常時確保されていない。
	バックアップ状況	・ 定期的に実施
そ の 他	故障時の対応	○基幹系システム ・ 機器保守事業者は島内、システム保守事業者は神戸に拠点がある。 ○情報系システム ・ 機器保守、システム保守事業者は神戸・大阪に拠点がある。
	P C ・ O A 機器等の 利用可能性	・ 非常用コンセントのみ可能（機器、メール、H P）

ウ 課 題

- 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧
- 機器が大規模に使用できなくなった時の対応体制
- 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

エ 対 策

a 重要システム及び庁内ネットワークの早期復旧

対 策	概 要
保守事業者との協定の締結	・重要システムに対し保守事業者と協定を締結し、災害時には優先的な復旧を要請する。
庁内ネットワーク被災状況の早期確認・把握する体制の確立	・庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧を図る体制を構築する。
システムのクラウド化の推進	・重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化を推進する。

b 機器が大規模に使用できなくなった時の対応体制

対 策	概 要
機器使用に関する手順書の書面化	・浸水被害等により使用できなくなった場合に備えて、機器使用に関する手順のマニュアル化を図る。
重要システム及び重要データが使用できない場合の業務継続方法の確立	・被災により行政ネットワーク等の重要システムや重要データが使用できない場合でも、可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において個人情報等を除く重要なデータのバックアップを定期的実施する等の体制を構築する。

c 各部署において管理するパソコン等の転落防止対策

対 策	概 要
転落防止対策の実施	・各部署において管理するパソコン等の転落防止対策を実施する。

⑥ 飲料水・食料・生活用品（職員用）

ア 現 状

市職員用の備蓄品はない。

イ 課 題

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

ウ 対 策

a 職員用の飲料水や食料、生活用品の確保

対 策	概 要
各職員における個人備蓄	・各職員が発災時に備えて、3日分の飲料水や食料、生活用品を、自宅及び職場に個人で備蓄を行う。

対 策	概 要
各職員による自宅からの持参の周知	・ 参集時には可能な限り、自宅から3日分の飲料水や食料、生活用品を持参するよう周知する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の備蓄	・ 職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する。
職員用の飲料水や食料、生活用品の供給に関する協定の締結	・ 発災時における市民用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定を締結した業者に対して、職員用の飲料水や食料、生活用品等の供給に関する協定をあわせて締結する。
被災しない保管場所の設定	・ 職員用の飲料水や食料、生活用品を備蓄する場合には、被災しない場所に保管する。

⑦ 災害時用トイレ（職員用）

ア 電力（停電）・水道（断水）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）

○電力

・ 発災後6時間程度は外部（庁舎外）からの電源供給はなし

○上下水道

・ 発災後4日程度は外部からの給水はなし

・ 完全復旧までは、応急給水や応急復旧で対応

イ 現 状

区 分		情報センター
停電・断水時	利用可能性	・ 全面利用不可
	水の供給状況	・ 全面供給不可
	貯水槽の水の他用途との配分検討	・ 未検討
	下水排水の方式	・ 未確認
	早期点検体制	・ 未整備
	非水洗トイレ	・ なし
代替トイレ	代替手段の確保	・ 未整備
	組立式簡易トイレ	・ なし
	携帯トイレ	・ なし
	マンホール型トイレの設置可能所の確認	・ なし
	井戸 *トイレ用水として想定	・ なし

ウ 課 題

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保
- b 仮設トイレの衛生面の確保
- c 上下水道施設の早期復旧

エ 対 策

- a 断水時でも使用可能なトイレの確保

対 策	概 要
仮設トイレ等の備蓄	・断水時でも使用できる組立式簡易トイレや携帯トイレ等を備蓄する。 ・備蓄する際には、男女別や和式・洋式別などの必要個数を設定する。
仮設トイレ等の設置場所の確保	・仮設トイレの設置場所を確保する。
利用方法の周知	・仮設トイレ等の設置場所や利用方法について職員に周知する。
仮設トイレ等の確保に関する協定の締結	・レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

- b 仮設トイレの衛生面の確保

対 策	概 要
衛生面の確保に関する協定の締結	・仮設トイレの汲取りについて、地元業者と協定を締結する。

- c 上下水道施設の早期復旧

対 策	概 要
上下水道施設の優先的な復旧の要請	・優先的に復旧すべき施設のリスト化を行う。 ・淡路広域水道企業団や下水道班に、上下水道施設の優先的な復旧を要請する。

⑧ 消耗品（用紙等）

ア 現 状

区 分		本庁舎
コピー用紙	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	—
トナー	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	・自動通信による常時補充のため少量の備蓄のみ（1個）
ペーパー トレット	補充状況	・なくなったら補充
	備蓄量と使用可能日数	—

イ 課 題

a 消耗品の確保

ウ 対 策

a 消耗品の確保

対 策	概 要
在庫の保有	・消耗品は物流に停滞が生じた場合に確保が難しくなることから、発災時には調達が困難となることを考慮し、平常時より消耗品の使用量の把握を行い、1か月分程度の消耗品を確保する。
庁内での融通	・非常時優先業務の実施に必要な消耗品について、庁内での融通を図る。
事前印刷の実施	・大規模災害の発生後に必ず必要となる書類・資料等については、事前に印刷しておき、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。
被災しない保管場所の設定	・消耗品の在庫は、被災しない場所に保管する。
消耗品の供給に関する協定の締結	・発災時における消耗品の供給に関する協定を締結する。

⑨ エレベーター

本施設には設置されていない。

⑩ 空調機器

- ア 電力（停電）の被害想定、復旧時期（発災時利用の可能性）
発災後6時間程度は、外部（庁舎外）からの電源供給はない。
停電時には、空調機器は使用不可となる。

イ 現 状

区 分		情報センター
被災・停電時の運用	利用可能性	—
	依存する資源	—
停止時の対応	故障時の復旧方法	・業者への連絡による。
	災害時技術者派遣協定等の締結	・なし
	空調停止時に影響を受けるスペース	・事務室
	故障防止対策	・年2回の点検

ウ 課 題

- a 代替エネルギーによる設備の確保

エ 対 策

- a 代替エネルギーによる設備の確保

対 策	概 要
代替エネルギーによる設備の確保	・商用電気以外の代替エネルギーによる設備を確保する。

⑪ 公用車

本施設には、本市の公用車は設置されていない。

第6章 業務継続計画の継続的な改善

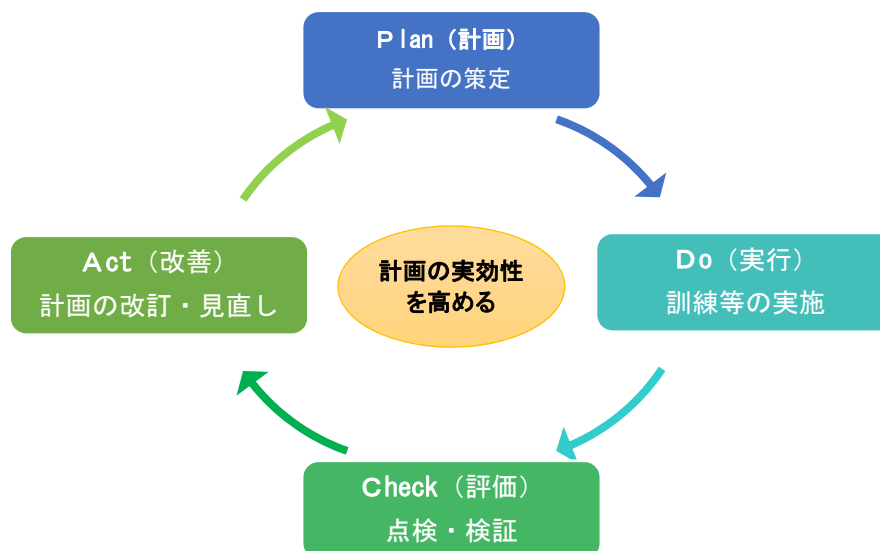
第1節 PDCAサイクルによる継続的改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものである。今後、前提条件の変化にも対応しつつ、本計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であることから、教育や訓練の計画等を策定し、これに従い着実に実施することが必要である。

また、発災時に的確に業務継続を図るため、職員等に計画内容等の周知・浸透させ、各部署が自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図るとともに、非常時優先業務は中断なく対応能力を維持することが求められるため、人事異動に際しても通常業務とは区分し、非常時優先業務に関する事前引継ぎを実施するよう努める。

よって、本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するため、危機管理部を中心に全庁的な取組として、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進し、業務継続体制の向上を図る。

PDCAサイクルによる継続的改善



（１）計画の策定（Plan）

本計画の策定後も、非常時優先業務の見直しや人事異動及び機構改革等に伴い業務継続に関する状況は変化することが見込まれるため、定期的に見直しを行い、本計画の更新を行う。

更新の際は、以下の状況を踏まえて行う。

- ① 市域への影響が考えられる地震被害想定の変更又は新たな実施
- ② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③ 災害対策本部事務分担（応急業務）又は各部署の事務分担表（通常業務）の見直し
- ④ 人事異動及び機構改革
- ⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

（２）教育・訓練等の実施（Do）

① 業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があるため、職員への研修や組織間の情報共有等を通じ、本計画の周知徹底を図る。

② マニュアル等の更新

本計画を踏まえ、「職員災害初動マニュアル」等の内容に業務開始目標時間の考え方を導入する等により実用性を向上させ、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

③ 訓練等の実施

本計画を踏まえた訓練の実施や実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の発見等を図る。

特に、市長及び幹部職員は、発災時には、組織の指揮を執らなければならないことから、自ら果たすべき役割について常日頃から認識し、想定しておくことができるように防災知識の習得機会を設ける。

④ 対策の実施

本計画において挙げられた業務継続に向けた課題と対策について、全庁的な取組、又は様々な組織単位での取組として、実施について検討し、業務継続体制の向上を図る。

(3) 点検・検証 (Check)

訓練等の実施 (Do) を踏まえ、計画の実効性等に係る問題点の抽出、課題の検討を適宜行う。

なお、検討結果は速やかに幹部職員に報告し、組織全体として改善を検討すること、幹部職員が継続的改善に主導的に関与し、継続的改善を組織として確実に継続させることが重要である。

(4) 計画の改訂・見直し (Act)

点検・検証 (Check) により抽出された課題等に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2節 推進体制

本計画の策定及び推進に当たっては、市全体の非常時優先業務の選定のほか、職員、庁舎等の様々な資源について把握・分析する必要がある。

そのため、市長が委員長を務める全庁的な組織の設置により、本計画の策定及び効果的な運用を図る。

なお、大規模災害時に本市の業務を円滑に実施するためには、本市だけでなく、関係機関や民間協力事業者等においても業務継続計画（BCP）を策定していることが望ましいことから、関係機関等におけるBCP策定の促進・啓発を行う必要がある。